

企画競争説明書

業務名称：全世界ICT産業連携振興プロジェクト（アルメニア・スリランカ・パキスタン）

調達管理番号：23a00437

【内容構成】

第1章 企画競争の手続き

第2章 特記仕様書案

第3章 プロポーザル作成に係る留意事項

本説明書は、「独立行政法人国際協力機構（以下「JICA」という。）」が民間コンサルタント等を実施を委託しようとする業務について、当該業務の内容及び委託先を選定する方法（企画競争）について説明したものです。

企画競争とは、競争参加者が提出するプロポーザルに基づき、その企画、技術の提案、競争参加者の能力等を総合的に評価することにより、JICAにとって最も有利な契約相手方を選定する方法です。競争参加者には、この説明書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル及び見積書の提出を求めます。

なお、本説明書の第2章「特記仕様書案」、第3章2.「業務実施上の条件」は、プロポーザルを作成するにあたっての基本的な内容を示したものですので、競争参加者がその一部を補足、改善又は修補し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。プロポーザルの提案内容については、最終的に契約交渉権者を行う契約交渉において、協議するものとし、最終的に契約書の付属として合意される「特記仕様書」を作成するものとします。

「第3章 4.（2）上限額」を超えた見積が本見積として提出された場合、当該プロポーザル・見積は企画競争説明書記載の条件を満たさないものとして選考対象外としますのでご注意ください。

2023年9月20日

独立行政法人国際協力機構
調達・派遣業務部

第1章 企画競争の手続き

1. 公示

公示日 2023年9月20日

2. 契約担当役

理事 井倉 義伸

3. 競争に付する事項

(1) 業務名称：全世界ICT産業連携振興プロジェクト（アルメニア・スリランカ・パキスタン）

(2) 業務内容：「第2章 特記仕様書案」のとおり

(3) 適用される契約約款：

「事業実施・支援業務用」契約約款を適用します。これに伴い、契約で規定される業務（役務）が国外で提供される契約、すなわち国外取引として整理し、消費税不課税取引としますので、最終見積書においても、消費税は加算せずに積算してください。（全費目不課税）

(4) 契約履行期間（予定）：2023年11月 ～ 2026年12月

新型コロナウイルス感染拡大、先方政府の都合等による影響により、本企画競争説明書に記載の現地業務時期、契約履行期間、業務内容が変更となる場合も考えられます。これらにつきましては契約交渉時に協議のうえ決定します。

(5) 前金払の制限

本契約については、契約履行期間が12ヶ月を超えますので、前金払の上限額を制限します。

具体的には、前金払については1年毎に分割して請求を認めることとし、それぞれの上限を以下のとおりとする予定です。なお、これは、上記（4）の契約履行期間を想定したものであり、契約履行期間が異なる場合等の限度額等につきましては、契約交渉の場で確認させていただきます。

1) 第1回（契約締結後）：契約金額の13%を限度とする。

2) 第2回（契約締結後13ヶ月以降）：契約金額の13%を限度とする。

3) 第3回（契約締結後25ヶ月以降）：契約金額の13%を限度とする。

4. 担当部署・日程等

(1) 選定手続き窓口

調達・派遣業務部 契約第一課

電子メール宛先：outm1@jica.go.jp

担当者メールアドレス：Morita.Akane@jica.go.jp

(2) 事業実施担当部

ガバナンス・平和構築部 STI・DX室

(3) 日程

本案件の日程は以下の通りです。

No.	項目	期限日時
1	配付依頼受付期限	2023年9月26日 12時
2	企画競争説明書に対する質問	2023年9月27日 12時
3	質問への回答	2023年10月2日
4	プロポーザル等の提出用フォルダ作成依頼	プロポーザル等の提出期限日の 4営業日前から1営業日前の正午まで
5	本見積書及び別見積書、プロポーザル等の提出期限日	2023年10月13日 12時
6	プレゼンテーション	行いません。
7	評価結果の通知日	2023年10月24日
8	技術評価説明の申込日（順位が第1位の者を除く）	評価結果の通知メールの送付日の翌日から起算して7営業日以内 （申込先： https://forms.office.com/r/bevwTqM7pE ） ※2023年7月公示から変更となりました。

5. 競争参加資格

(1) 各種資格の確認

以下については「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン（2022年4月）」を参照してください。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>)

2. 消極的資格制限

3. 積極的資格要件

4. 競争参加資格要件の確認

(2) 利益相反の排除

以下に掲げる者については、競争への参加を認めません。

・パキスタン国 ICT 産業連携強化プロジェクト詳細計画策定調査調査（評価分析）の受注者である合同会社適材適所及び同評価分析団員

（3）共同企業体の結成の可否

共同企業体の結成を認めます。ただし、業務主任者は、共同企業体の代表者の者とします。

共同企業体を結成する場合は、共同企業体結成届（様式はありません。）を作成し、プロポーザルに添付してください。結成届には、代表者及び構成員の全ての社の代表者印又は社印は省略可とします。また、共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

6. 資料の配付依頼

資料の配付について希望される方は、下記 JICA ウェブサイト「業務実施契約の公示にかかる説明書等の受領方法及び競争参加資格確認申請書・プロポーザル・見積書等の電子提出方法（2023年3月24日版）」に示される手順に則り依頼ください（依頼期限は「第1章 企画競争の手続き」の「4.（3）日程」参照）。

（URL：<https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>）

- ・第3章 技術提案書作成要領に記載の配付資料
- ・「独立行政法人国際協力機構 サイバーセキュリティ対策に関する規程（2022年4月1日版）」及び「サイバーセキュリティ対策実施細則（2022年4月1日版）」

「独立行政法人国際協力機構 サイバーセキュリティ対策に関する規程（2022年4月1日版）」及び「サイバーセキュリティ対策実施細則（2022年4月1日版）」については、プロポーザル提出辞退後もしくは失注後、受注した場合は履行期間終了時に速やかに廃棄することを求めます。

7. 企画競争説明書に対する質問

（1）質問提出期限

- 1）提出期限：上記4.（3）参照
- 2）提出先：上記4.（1）選定手続き窓口宛、
CC：担当メールアドレス
- 3）提出方法：電子メール
 - 件名：「【質問】調達管理番号_案件名」

- 添付データ：「質問書フォーマット」（JICA 指定様式）
- 質問は「質問書フォーマット」（JICA 指定様式）に記入し電子メールに添付して送付してください。本様式を使用されない場合は、回答を掲載しない可能性があります。JICA 指定様式は下記（2）の URL に記載されている「公示共通資料」を参照してください。
- 公正性・公平性確保の観点から、電話及び口頭でのご質問は、お断りしています。

（2）質問への回答

上記 4.（3）日程の期日までに以下の JICA ウェブサイト上に掲示します。

（URL：<https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>）

8. プロポーザル等の提出

（1）提出期限：上記 4.（3）参照

（2）提出方法

具体的な提出方法は、JICA ウェブサイト「業務実施契約の公示にかかる説明書等の受領方法及び競争参加資格確認申請書・プロポーザル・見積書等の電子提出方法（2023 年 3 月 24 日版）」をご参照ください。

（URL：<https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>）

1) プロポーザル・見積書

- ① 電子データ（PDF）での提出とします。
- ② 上記 4.（3）にある期限日時までに、プロポーザル提出用フォルダ作成依頼メールを e-koji@jica.go.jp へ送付願います。
- ③ 依頼メール件名：「提出用フォルダ作成依頼_（調達管理番号）_（法人名）」
- ④ 依頼メールが 1 営業日前の正午までに送付されない場合はプロポーザルの提出ができなくなりますので、ご注意ください。
- ⑤ プロポーザル等は パスワードを付けずに GIGAPOD 内のフォルダに格納 ください。
- ⑥ 本見積書と別見積書は GIGAPOD 内のフォルダに格納せず、PDF にパスワードを設定し、別途メールで e-koji@jica.go.jp へ送付ください。なお、パスワードは、JICA 調達・派遣業務部からの連絡を受けてから送付願います。

（3）提出先

1) プロポーザル

「JICA 調達・派遣業務部より送付された格納先 URL」

2) 見積書（本見積書及び別見積書）

- ① 宛先：e-koji@jica.go.jp
- ② 件名：（調達管理番号）_（法人名）_見積書
〔例：20a00123_〇〇株式会社_見積書〕
- ③ 本文：特段の指定なし
- ④ 添付ファイル：「20a00123_〇〇株式会社_見積書」
- ⑤ 見積書のPDFにパスワードを設定してください。なお、パスワードは、JICA 調達・派遣業務部からの連絡を受けてから送付願います。
- ⑥ 評価点の差が僅少で価格点を計算する場合、もしくは評価結果順位が第一位になる見込みの場合のみ、パスワード送付を依頼します。
- ⑦ 別見積については、「第3章4（3）別見積について」のうち、1）～4）の経費と5）～6）の上限額や定額を超える別見積りが区別できるようにしてください（ファイルを分ける、もしくは、同じファイルでも区別がつくようにしていただくようお願いいたします）。

3) 別提案書（第3章4.（2）に示す上限額を超える提案）がある場合
GIGAPOD 内のフォルダに格納せず、パスワードを設定した PDF ファイルとし、
上記4.（3）の提出期限までに、別途メールで e-koji@jica.go.jp へ送付
ください。なお、パスワードは、JICA 調達・派遣業務部からの連絡を受けてから
送付願います。

（4）提出書類

- 1) プロポーザル・見積書
- 2) 別提案書（第3章4.（2）に示す上限額を超える提案がある場合）

9. 契約交渉権者決定の方法

提出されたプロポーザルは、別紙の「プロポーザル評価配点表」に示す評価項目及びその配点に基づき評価（技術評価）を行います。評価の具体的な基準や評価に当たっての視点については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン（2022年4月）」より以下を参照してください。

- ① 別添資料1「プロポーザル評価の基準」
- ② 別添資料2「コンサルタント等契約におけるプロポーザル評価の視点」
- ③ 別添資料3「業務管理グループ制度と若手育成加点」

技術評価点が基準点（100点満点中60点）を下回る場合には不合格となります。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>)

また、第3章4.（2）に示す上限額を超える提案については、プロポーザルには含めず（プロポーザルに記載されている提案は上限額内とみなします）、別提案・別見積としてプロポーザル提出日に併せて提出してください。この別提案・別見積は評価に含めません。契約交渉順位1位になった場合に、契約交渉時に別提案・別見積を開封し、契約交渉にて契約に含めるか否かを協議します。

（1）評価配点表以外の加点について

評価で60点以上の評価を得たプロポーザルを対象に、以下の2点について、加点・斟酌されます。

1) 業務管理体制及び若手育成加点

本案件においては、業務管理グループ（副業務主任者1名の配置）としてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合（どちらが業務主任者でも可）、一律2点の加点（若手育成加点）を行います。

2) 価格点

若手育成加点の結果、各プロポーザル提出者の評価点について第1位と第2位以下との差が僅少である場合に限り、提出された見積価格を加味して契約交渉権者を決定します。

10. 評価結果の通知と公表

評価結果（順位）及び契約交渉権者を上記4.（3）日程の期日までにプロポーザルに記載されている電子メールアドレス宛にて各競争参加者に通知します。

第2章 特記仕様書案

【1】本業務に係るプロポーザル作成上の留意点

(なお、プロポーザルに一般的に記載されるべき事項、実施上の条件は「第3章 プロポーザル作成に係る留意事項」を参照してください。)

<スキーム¹共通>

■ パキスタン事業の取扱いについて

パキスタン事業は詳細計画策定調査が終了し、最終的な討議議事録 (Record of Discussions : R/D) の署名手続きを進めている段階です。下記【2】特記仕様書案には現段階でのプロジェクト内容を記載していますので、プロポーザルではパキスタン事業に関する業務も含めた3か国の業務について提案ください (パキスタン事業に関する提案内容もプロポーザル評価の対象となります)。また、パキスタン事業に係る見積もりの取扱いについては、「第3章4. (2) 上限額」に、アルメニア事業とスリランカ事業を合わせた上限額と、パキスタン事業に係る上限額を分けて示していますので、このうちパキスタン事業に係る上限額の範囲内で別見積として提出ください。

本業務に係る契約締結時にパキスタン事業のR/Dが未署名の場合には、パキスタン事業に係る業務及び経費は契約に含まず、R/Dが署名され次第、変更契約で追加することとします。なお、R/Dの協議の結果、プロジェクト内容に変更がある場合にはその変更点を示し、変更点を踏まえた提案及び本見積を提出いただき、プロポーザル提出時に提出された別見積をベースとして、この本見積を精査の上、契約変更することとします。

■ 応募者は、本特記仕様書 (案) に基づき、発注者が相手国実施機関とR/Dで設定した (個別案件の場合は案件概要表に示す) プロジェクトの目標、成果、活動に対して、効果的かつ効率的な実施方法及び作業工程を考案し、プロポーザルにて提案してください。

■ プロポーザル作成にあたっては、本特記仕様書案に加えて、情報確認・収集調査等の関連資料を参照してください。

<特に具体的に提案を求める内容>

■ 本業務において、特に以下の事項について、コンサルタントの知見と経験に基づき、第3章1. (2) 「2) 業務実施の方法」にて指定した記載分量の範囲で具体的な提案を行ってください。詳細については特記仕様書案を参照してください。

プロポーザルにて特に具体的に提案を求める事項

No	提案を求める内容	特記仕様書案での該当条項
1	各国と日本とのビジネス連携モデル案	第2章【2】第5条2. 2. - 1 (1) 2) 活動2-2、 (2) 2) 活動2-4、

¹ 技術協力プロジェクト、円借款/海外投融資附帯プロジェクト、技術協力個別案件、有償専門家・研修等

		(3) 3) 活動3-4
2	各国ICT企業と本邦企業のマッチングを効果的に実施する方法	第2章【2】第5条2. 2. -1 (1) 2) 活動2-3、 (2) 3) 活動3-2、 (3) 4) 活動4-1
3	日本における効率的な対象企業・団体へのアプローチ方法	第2章【2】第5条2. 2. -1 (1) 2) 活動2-1、 (2) 2) 活動2-1、 (3) 3) 活動3-1

- なお、プロポーザルにおいては、本特記仕様書（案）の内容と異なる内容の提案も認めます。プロポーザルにおいて代替案として提案することを明記し、併せてその優位性／メリットについての説明を必ず記述してください。

【2】特記仕様書案

（契約交渉相手方のプロポーザル内容を踏まえて、契約交渉に基づき、最終的な「特記仕様書」を作成します。）

第1条 総則

この仕様書は、発注者と受注者とが実施する本業務の仕様を示すものである。

第2条 業務の目的

「第3条 業務の背景」に記載する技術協力事業について、「第5条 業務の内容」に記載される活動の実施により、相手国政府関係機関等と協働して、期待される成果を発現し、プロジェクト目標を達成することを目的とする。

第3条 業務の背景

別紙1（案件概要書）のとおり。

第4条 実施方針及び留意事項

1. 共通留意事項

別紙2のとおり。

2. 本業務に係る実施方針及び留意事項

(1) 各事業における関係性

本契約は複数の事業について、各事業は別案件として採択されているものの、共通して実施することが効率的と考えられることから一括で契約するものとなる。

共通する活動については下記の通り。

表2.(1) 各事業の共通する活動

No	活動	アルメニア	スリランカ	パキスタン
1.	日本における連携先候補、ターゲット層・企業の調査	◎ (2-1、2-2)	◎ (1-1、2-1、2-4)	◎ (3-1、3-4)
2.	日本向けマーケティング計画立案、素材の改修・作成	○ (1-1、1-2、1-3)	○ (1-1、1-5、2-4、2-5)	○ (3-2、3-3、3-4、3-5、3-6、3-7、3-8)
3.	日本向けICT産業イメージ向上のプロモーション	◎ (2-3)	◎ (2-6)	◎ (4-1)
4.	対象国での日本市場に関するセミナーの実施	◎/○ (2-3)	◎/○ (1-2、1-3、1-4)	◎/○ (3-5)
5.	対象国内の日本向けに紹介しうる企業の抽出	△ (1-3)	△ (2-2、2-3)	△ (3-2、3-3)
6.	デジタルマーケティングに関する研修・企業指導	◎/○ (2-3)		◎/○ (3-5)
7.	日本文化・日本語に関する現地研修の提供	△ (1-4)		
8.	オンラインセミナー・マッチングイベントの実施	◎/○ (2-3)	◎/○ (3-1、3-2)	◎/○ (4-1)
9.	訪日または対象国デリゲーション支援	○ (2-3、2-5)	○ (3-3、3-4)	○ (4-1)
10.	本邦・対象国・第三国へのイベント参加	○ (2-3)	○ (3-3、3-4)	○ (4-1)
11.	Joint パイロット事業の実施	△ (2-4)		△ (4-2)
12.	教育機関(TUMO)の本邦進出支援	△ (2-5)		
13.	企業紹介ポータル改修			△ (1-1、1-2、1-3、1-4)
14.	企業信用情報提供環境の改善			△ (2-1、2-2、2-3、2-4)
15.	パキスタンICT企業の日本市場進出のためのガイドラインの作成			△ (4-3)

◎：一括実施を想定、○：個別実施となるが連携・効率化が可能、△：各事業にて個別に実施

() 内番号：各事業における関連活動

(2) 実施体制

1) コンサルタントの体制

アルメニア、スリランカ、パキスタンにおける共通業務を横串しで行う担当と、各国事業に特化した団員の配置を想定している。

2) アルメニア「ハイテク産業連携強化プロジェクト」

C/Pは、ハイテク省（Ministry of High-Tech Industry）となる。活動内容に応じては、C/Pとの協議の上、以下の機関等との連携を行う。

- 経済省
- 経済省外郭団体（Enterprise Armenia）等
- 各種業界団体（EIF, UATE, UEICT等）

なお、C/Pであるハイテク省は2019年に発足した新省庁であり、発足までのハイテク産業の海外連携は、各種業界団体（EIF², UATE³, UEICT⁴等）、経済省、経済省外郭団体（Enterprise Armenia等）等が行ってきている。そのためプロジェクトの実施にあたっては、ハイテク省のみでなく、複数の団体が多くの知見を有し、また、実施に際しても連携を行う必要がある。

他方、本事業においてはハイテク省が実施機関であり、公平に関係機関との連携機会を提供する必要をハイテク省が強調しているため、他組織との連携に際しては、ハイテク省（Project Director）の確認を経ることが必要となる。また、ハイテク省はトップダウンの傾向が極めて強いいためコミュニケーションの取り方には留意すること。

3) スリランカ「ICT/BPM 産業の日本市場参入促進支援」

C/Pはスリランカ輸出開発局（Export Development Board : EDB）となる。活動内容に応じては、C/Pとの協議の上、以下の機関等との連携を行う。

- 業界団体（スリランカソフトウェアサービス協会：SLASSCOM、スリランカIT産業連盟：FITIS等）

なお、C/Pであるスリランカ輸出開発局はスリランカ大統領を議長とする閣僚による輸出開発評議会の執行機関として設立されており、教育省や外務省といった各省庁と関係性があるが、本業務はEDBの職掌となるため省庁を含めての業務は必要ないことが確認されている。

業界団体であるSLASSCOMはソフトウェアサービスの輸出を中心とする企業が加入している。FITISはハードウェア、研修、教育など幅広い分野での企業が加入しているが、EDBはソフトウェア企業を重点的に推進していくことが確認されている。尚、EDBはそれぞれ独立している組織と良好な協力関係であることが確認されており、EDBを通じて各組織との連携が期待される。

4) パキスタン「ICT 産業連携強化プロジェクト」

C/Pはパキスタンソフトウェア輸出機構（PSEB）となる。活動内容に応じてはC/Pとの協議の上、以下の機関等との連携を行う。

² EIF : Enterprise Incubator Foundation

³ UATE : Union of Leading Technologies Enterprises

⁴ UEICT : Union of Employers of ICT

- IT省及び関連組織（Ignite）等
- 業界団体（P@SHA）等

パキスタンのICT産業振興については、監督省庁となるIT省配下に集約されており、本事業については実施機関であるPSEBが主体で進めることで確認されている。また、パキスタン最大のICT業界団体であるP@SHAとも良好な関係であることが確認されている。

PSEB以外にもスタートアップ支援を推進するIgnite National Technology Fundがある。スタートアップ情報はIgniteにも存在するため、企業情報収集においては必要に応じてPSEB経由で連携を行う。

（3） ICT/ハイテク産業連携のための輸出強化にあたる共通事項

詳細計画策定調査の結果、以下の情報が確認されている。アルメニア国、スリランカ国、パキスタン国においてはICT/ハイテク産業の発展を進めており、欧米・中東等の企業との実績を有している企業が多く存在する。今次協力では特に対日輸出を新たなマーケットとして開拓にあたり日本の協力を要請した背景にあるが、特に類似する状況について以下6点整理する。

1) 対象国における現在の対外輸出の状況

- ディアスポラネットワーク等を通じた欧米等への先端ICT技術やシステム開発BPO等でのビジネス進出実績や事例を多数保持している。
- 日本へは新興市場として興味を持っているが、現時点では取引の実績が少ない。
- 相互に認知の向上をすることが重要なステージにある。

2) 日本側での情報収集・認知向上の重要性

- 日本では、海外企業との事業に興味を持つ企業が多くはないものの、特定の課題に対するソリューションを探している企業は一定数存在することが確認されている。日本側の需要を十分に探索、整理することが必要な状況にある。
- 日本においては、対象国の認知がそもそも低く、ICT・ハイテク産業というイメージはほぼ持たれていない。本邦ターゲット層へのタッチポイントの数・質を向上し、ICT産業の認知度向上が必要となっている。イベント参加や派遣という方法に加えて、デジタル領域やメディアを活用した発信を行うことが期待されている。
- 対象国企業からは、欧米や中東に既に市場を有している企業が多いため、本邦企業の他国サービス展開等での協業可能性を可能性として挙げる意見も多くあった。

3) 欧米とのビジネス習慣の違いの認知向上

- 欧米市場での顧客発掘については、ディアスポラネットワークを通じた個人的ネットワーク、Linkedinでの繋がりやコールドメール営業を通じたケースが多く、商談規模にもよるが、検討期間も1か月未満というケースが聞かれた。本邦企業との商談の進め方とは大きく異なると想定されるため、相手国においても日本のビジネス習慣について、事前に十分な認知を向上する必要がある。
- 信用調査についても、リファレンスケース確認を通じて行うことが多く、

専門調査機関を使うことは稀とのことであり、事前調査においても異なるステップを踏む可能性がある場合は、対象国で必要な情報が取れる組織・企業を確認する必要がある。

4) 関連機関との連携

- 本事業においては、在日各国大使館、JETRO、UNIDO等とも密に連携して事業を行う。特にイベントやデリゲーション派遣時には事前の情報共有を必ず行うと共に、共催等の可能性を確認すること。
- 国によっては、地域連携組織ROTOBO⁵等があるため、情報収集を行うと共に、連携を検討する。

5) 相手国向けの研修・セミナーの内容

- 本事業においては、日本のICT市場、他国による日本市場進出事例、他国との商習慣、必要な準備等、日本市場に特化したセミナー、現地研修の実施が想定されている。類似するコンテンツは積極的な活用を行うこと。
- 詳細な研修内容は事業開始後C/Pとの協議を経て確定することとする。
- デジタルマーケティング研修については、パキスタンのみから要望があったものとなるが、同じ内容をアルメニアで展開実施できる場合については、アルメニア事業での実施も検討する。
- セミナー等の実施に際しては、必要に応じて、既に新興国と事業をしている企業や日本で働く新興国エンジニアからの協力を得ることが望ましい。いくつかの企業とは事前面談を実施しているため、必要に応じてガバナンス・平和構築室STI・DX室とも協議することとする。

6) 訪問デリゲーション組成時の旅費対応

民間事業者の旅費については、プロジェクトでの支出は行わないが、訪問にあたる訪問計画、アレンジ、同行等を行うものとする。なお、出展民間企業に対し、一部出展時の調査報告作成等を委託し、当該業務分を支払うことは可能とする。

相手国政府関係者について、本事業において行う訪日等においては、各国の財政事情を鑑みプロジェクトの直接関係者における旅費を、定額計上額を上限とし、負担することを可とする。

(4) 各国活動の効率的な連携

本業務は類似した背景を踏まえた、類似した業務が多く存在する。各種調査の一括実施、セミナー・研修内容の流用・一括実施、等効率的な実施を検討することが求められる。

また、柔軟に活動の変更やリソースの再配分などを実施し、相手国のニーズに柔軟に対応していくことが求められる。また、3カ国並行して事業を行うことから、マッチング等の進捗に差が出るのが想定されるが、それにより対象の3カ国間に不公平感が生じないように配慮が必要となる。

(5) 地図の使用

アルメニア、パキスタンにおいては、紛争や国境の変更など、隣国との紛争・歴

⁵ 一般社団法人 ロシアNIS貿易会

史を踏まえて、同国市民の心情に配慮しプレゼン資料、報告書等において地図の使用は控える。（紛争地域の国境線がわかるものは特に使用しない）

（6）各国の留意事項

1）アルメニア「ハイテク産業連携強化プロジェクト」

ア．アルメニア側の日本市場、企業認知

同国では、日本やアジア市場への進出について、興味があるが具体的なイメージはほぼ無い。日本に対する印象は、比較的好印象をもっているものの、日本語の特殊性から情報の収集が難しく、商習慣についても認識がない状況である。そのため、プロジェクトの前半は同国と日本双方でお互いの国の認知を高める活動（広報活動）が有用と想定される。

また、アルメニア国内にて日本語、日本文化紹介を行っている団体が存在するため、現地団体と連携し、日本文化や日本語に興味を持つハイテク産業関連人材のすそ野拡大を進める。

イ．STEAM教育機関との連携

同国では若年層（小学生～高校生）に対するSTEAM教育が盛んであり、その筆頭がTUMOセンターである。

現在、群馬県がTUMOセンターの日本誘致に向けてTUMOセンターとの協議を行っており、本事業においてもデジタル庁や群馬県と連携しTUMOセンターの日本支部誘致の側面支援を行う。

一方で、ハイテク省向けの説明に際しては、慎重な対応を要し、TUMOセンターのみを対象とした協力について、公平性の懸念を示す可能性があるため、在アルメニア日本大使館、TUMOセンターの他国展開を支援するアルメニア経済省と協力し、ハイテク省への協力の必要性の説明を継続して行うことが求められている。

ウ．DIGITEC参加の検討

同国の最も大きなハイテク関連展示会DIGITEC（ディジテック）が毎年行われている。本イベントは、UATEが主催であるが、C/Pも協賛しており、C/Pの支援するスタートアップ企業/団体も出店している。本事業におけるアルメニアデリゲーション派遣については、本展示会の開催と合わせることも検討が可能。一方で、現時点では国内向けイベントの色彩が強いため、必ずしも本展示会への参加は必須としない。

エ．アルメニア語への翻訳

省庁などから署名を取り付ける文書が必要となる場合は、先方の法律により、書類をアルメニア語に翻訳することが必要となる。そのため、書類は英語で書かれたものを正とし、付属文書としてアルメニア語のものを用意する形となる。ただし、プロジェクトにおいて公文書を作成するケースは想定されない。

オ．プロジェクト体制にかかる用語

同国の定訳用語（英訳用語）に合わせ、通常の技術協力プロジェクトにおけるプロジェクトダイレクターはプロジェクトコーディネーター、プロジェクトマネージャーはプロジェクトオーガナイザーとしている。また、C/Pの方針を踏まえ、本案件ではICT産業という用語の使用を極力避け、「ハイテク産業」という用語を利用することを推奨する。

2) スリランカ「ICT/BPM産業の日本市場参入促進支援」

ア. 本事業形態について

本事業は技術協力プロジェクトではなく、個別専門家となるため、事業開始時に Project Design Matrixではなく、Work Planをコンサルタントにて最終化の上、C/Pと確認する必要がある。Work Plan（案）は、ガバナンス・平和構築部STIDX室にて作成し、先方とドラフト版として確認済となる。本業務では、当該資料を更新の上、最終化するものとする。

イ. 専門家の派遣について

本事業は個別専門家の派遣のため、同国への複数名での同時業務渡航は行わない（複数の団員の本事業へのアサインは可能）。

ウ. LNTBIとの連携

同国では、日本とスリランカのソフトウェア会社の共同出資により、LANKA NIPPON BIZTECH INSTITUTE(LNBTI：スリランカ日本情報科学短期大学)が存在する。ICT関連技術とともに、日本語や日本の文化、商習慣や品質基準に関する教育を行い、ICT技術者の育成を進めている。本事業において、LNBTIと連携を行うことを推奨する。

エ. スリランカ企業の選定について

主に活動1-4及び活動2-3にて、日本企業とマッチングを行うスリランカ企業を選定する際には、公正性の観点より受注者はC/Pと共に適切に選定を行うことに留意すること。

3) パキスタン「ICT産業連携強化プロジェクト」

パキスタン事業については、現在詳細計画策定調査が終了し、最終的な討議議事録(Record of Discussions)の署名手続きを進めている段階である。プロポーザルでは、パキスタン事業も含めて業務の提案をください。本業務に係る契約締結時にパキスタン事業のR/Dが未署名の場合には、パキスタン事業に係る業務及び経費は契約に含まず、R/Dが署名され次第、変更契約で追加することとします。なお、R/Dの協議の結果、プロジェクト内容に変更がある場合にはその変更点を示し、変更点を踏まえた提案及び本見積を提出いただき、プロポーザル提出時に提出された提案及び別見積をベースとして、この本見積を精査の上、契約変更することとします。また、パキスタン国内の情勢悪化等の理由によりR/D締結に至らない可能性があること、留意ください。

ア. パキスタンにおける日本市場、企業認知

同国では、日本企業との事業経験を持つ企業や、日本人による企業が多少存在しているものの、現時点では、日本との事業を行っている企業はほぼない。Japan IT Weekに2023年4月に参加したが、具体的なリードに繋がっているケースは少なく、欧米との商談方法の違いが十分に認識されていないことが確認された。「ICT産業振興アドバイザー」（2021年～2023年）により日本市場に関するセミナーを実施し、認知向上に努めてきたが、引き続き同国と日本双方でお互いの国の認知を高める活動（広報活動）が有用と想定される。

イ. 対象国イベント、本邦参加イベントの検討

同国ではパキスタンICT産業連携を促進するための海外企業向け国際イベントの開催が2022年から検討されてきている。現時点で具体的な実施予定や規模、内容は

確認できていないが、開催される場合は、日本からのデリゲーション派遣等の可能性を検討が可能。

ウ. 更新対象ポータルサイトについて

PSEBでは現状ポータルサイトの立上げを実施しているが、コールセンター企業等の一部の企業の情報しか掲載されていない。当該ポータルへの企業情報の拡充、日本向けの一部の言語対応等の予定をしているが、システム詳細を確認の上、最適な企業検索ポータルの開発方法を検討する。

詳細計画策定調査時にはバングラデシュのケース（[Home Page | Bangladesh IT Connect Admin](#)）を参考ケースとして提示しているが、国毎へのポータル作成とするか、現状のポータルの拡充とするかは先方と協議の上決定する。

また、同じICT省配下でスタートアップ支援を担当するIgnite等もポータルを所持しているため、相互リンク等を図る要望を受領しているため留意すること。

エ. 信用情報の活用方針

パキスタンにおいても現地信用調査機関が複数存在していることが確認されているものの、その内容、精度、コスト等は確認されていない。本邦調査において日本企業が海外企業との取引に際して求める情報を確認の上、パキスタンの信用調査機関が発送する報告書等のサンプル取得を通して、ポータルサイト等で提示する信用調査委託機関の候補の確認・検討を行う。それ以外のケースについては、信用情報を必要とする民間企業がコスト負担することとする。

オ. デジタルマーケティングに関する研修

パキスタンからは日本市場に特化したコンテンツに加え、デジタルマーケティング・デジタルブランディングに関する研修の要望が伝えられており、提案に含めること。また、同じ内容をアルメニアで展開実施できる場合については、アルメニア事業での実施も提案する。

カ. プロジェクト体制にかかる用語

PSEB内のタイトルが、Director等を利用しているため、プロジェクトダイレクター、プロジェクトマネージャーという名称に違和感がある点指摘を受けた。通常の技術協力プロジェクトにおけるプロジェクトダイレクターはプロジェクトオーナー、プロジェクトマネージャーはプロジェクトリーダーとしている。

(7) 現地リソースの活用

現地業務の効率化、合理的な実施を目的として、研修の実施に際して積極的な現地リソース活用の検討を歓迎する。

現行のコンサルタント等契約制度の下において、以下の方法が採用可能。

- ① 特殊備人費（一般業務費）を活用した、ローカルリソース（主に個人）の活用。各国に各々1名以上の現地コーディネーターの配置を想定する。
- ② ローカルリソース（個人。法人に所属する個人を含む。）を業務従事者としての配置。補強として配置する場合、全業務従事者4分の3までを目途として認められる（第3章「2.業務実施上の条件」参照）。
- ③ ローカルリソース（法人）を共同企業体構成員とする。共同企業体構成員の場合、我が国における法人登記及び全省庁統一資格を要件としない（第1章「5.競争参加資格」参照）。

(8) 成果品の再利用・先方活用

本事業で作成するマッチングや広報に使用した素材、セミナー・研修教材、調査結果等については、極力他の JICA 事業での再利用や先方での継続利用が可能となる形、ファイル形式での作成、提出を行うこと。

著作権等の関係で再利用が不可となる場合も、再利用に際して、著作権がどの組織に属し、どのような手続きが必要となるか確認すること。

(9) C/P旅費について

本事業においては、一部事業に必要な C/P 旅費を負担することとしている。当該旅費については、契約変更ないし、別契約の締結にて追加を行うこととする。

第5条 業務の内容

1. 共通業務

別紙3のとおり。

2. 本業務にかかる事項

2. -1 プロジェクトの活動に関する業務

別紙1の案件概要表に記載する活動をベースとするが、次に記載するものが本業務の活動となる。

(1) アルメニア「ハイテク産業連携強化プロジェクト」

1) 成果1に関わる活動

成果1：日本とアルメニアのハイテク産業連携を促進する体制が整備される

活動1-1：ハイテク産業連携計画の検討及び策定

同国のハイテク産業と日本の企業が連携していくためのロードマップの検討及びプロジェクト活動計画を策定する。

活動1-2：広報計画と広報素材の作成

同国自体の認知度、同国ハイテク企業の認知度を日本で上げるための広報計画や広報素材を作成する。

活動1-3：アルメニアハイテク企業の、日本や諸外国における効果的な露出を実施するための方法の検討・実施。本業務においては、現地再委託、または国内再委託を可能とし、定額計上予算の範囲内での実施とする。

活動1-4：アルメニアと日本の連携人材の育成

アルメニア現地の教育機関等と連携し、日本に興味を持つ参官人材育成を目的とした日本文化・日本語等の現地研修を提供する。本業務においては、現地再委託を可能とし、定額計上予算の範囲内での実施とする。

2) 成果2に関わる活動

成果2：ハイテク産業の連携をする実施能力が向上する

活動2-1：アルメニアと日本の連携に際しての日本側のステークホルダーの洗い

出し・ペルソナ設定⁶

アルメニアと日本の企業が連携するにあたって、日本側でどのような企業や団体が連携対象となるか、また、関係するステークホルダーの洗い出し・ペルソナの設定、日本の中で新興国の企業と連携を検討している企業があるか等の国内調査を行う。

活動2-2：アルメニアと日本の2国間の潜在連携モデル案の作成⁷

同国と日本の2国間での潜在連携モデル案を作成する。

活動2-3：アルメニアハイテク企業と日本企業のマッチングにかかる活動実施（メディア、イベント、マーケティング等）⁸

アルメニアと日本の企業とのマッチングにかかるセミナーの実施（オンライン・ハイブリッド）

実施回数	6回以上
参加者数	30名/回
開催期間	1日/回
実施場所	オンラインもしくは、アルメニア（エレバン）または、日本

アルメニアと日本の企業とのマッチングにかかるデリゲーション支援

実施回数	2回
参加者数	約10社 / 回
開催期間	1週間 / 回
実施場所	アルメニア（エレバン） 1回 日本 1回 ※上記マッチングセミナーや国際イベントへの出展・参加等との合わせた実施を検討する

6 プロポーザルにて提案を求める事項（No. 3）：日本の企業・団体のうち、対象の3カ国に興味・関心をよせる企業を探し、興味を持ってもらえるようアプローチをすることが求められる。それら企業へのアプローチ（どのようなチャネルを使うか、どのような折衝方法をとるかなど）の提案を求める。（スリランカ、パキスタンも共通）

7 プロポーザルにて提案を求める事項（No. 1）：日本にとって対象の3国は馴染みのない国である可能性が高い。そのため、どのように3カ国の認知度を日本で高め日本のビジネスに繋げるかという検討を行う必要がある。どのように各国のICT（ハイテク）産業のブランディングを行うのか、さらに日本への広報を行うのかの提案を求める。（スリランカ、パキスタンも共通）

8 プロポーザルにて提案を求める事項（No. 2）：対象の3カ国と日本では、ビジネス上で知り合う機会が少ないという現状がある。それを踏まえ、ネットワーク機会を増やすためのマッチングに関わる活動や研修を実施する。そのためにはどのような活動、研修が効果的に対象3カ国と日本をつなげられるか、実施内容、研修内容の提案を求める。（スリランカ、パキスタンも共通）

現地研修（日本市場進出・協業に必要なマーケティング、商習慣理解等）尚、本業務は現地再委託、または国内再委託を可能とする。※

実施回数	3回以上
参加者数	30名/回
開催期間	1日/回
実施場所	アルメニア（エレバン）

現地または日本へのイベント出展

実施回数	2回を想定
参加者数	約10社/回
開催期間	2～3日程度/回
実施場所	アルメニアまたは日本

イベントや企業情報発信にかかるマーケティング活動・メディア掲載の実施においては現地再委託または、国内再委託を可能とする。

活動2-4：アルメニアと日本の合弁事業のパイロット事業の実施

アルメニアと日本の産業連携モデルケース作成のためのパイロット事業を3～5回実施する。対象ケースの選定においては、選定クライテリアを設定し、公平な選定プロセスを経ること。

パイロット事業は、現地企業及び本邦企業との協業を前提とし、現地再委託、または国内再委託を可能とする。

一回当たり200万円×5回を想定しているが、予算範囲内で回数・各回金額の柔軟な変更を可能とする。

活動2-5：STEAM教育機関との連携促進

同国で行われている若年層へのSTEAM教育において、対日展開を想定されている事業（TUMOセンターを含む）について、対日プロモーション協力、側面支援（訪日・訪アに係るアレンジ、政府関係者招へい、マテリアル翻訳等）を実施する。本業務においては、現地再委託、または国内再委託を可能とし、定額計上予算の範囲内での実施とする。

（2）スリランカ「ICT産業振興プロジェクト」

1）成果1に関わる活動

成果1：EDB及びスリランカICT企業が日本市場に進出するための準備と理解が向上する

活動1-1：ギャップ分析及び、活動計画を策定

同国のICT企業と日本企業の連携を促進（主に対日輸出）するための現状のギャップ（課題）を分析し、プロジェクト活動計画を策定する。

活動1-2：スリランカにて日本市場の需要や顧客要望の理解向上セミナーの開催

現地研修（日本市場進出・協業に必要なマーケティング、商習慣理解等）

実施回数	4回以上（オンラインまたは、ハイブリッド）
参加者数	30名/回
開催期間	1日/回
実施場所	コロンボ

活動1-3：EDBにおけるセミナートレーナーの育成

現地研修（EDB内にて上記研修内容についての講師ができる人材を育成する。）

実施回数	6回以上（オンラインまたは、ハイブリッド）
参加者数	10名/回
開催期間	2日/回
実施場所	コロンボ

※本研修の一部は、本邦での実施を行う可能性があるため、その場合は契約変更を行う。

活動1-4：日本市場におけるコーポレート・ブランディング向上のための個別相談実施

日本企業とマッチングするスリランカ企業の選出にあたっては、EDB及び関係者と協議の上、公平な選定を経ること。

活動1-5：ICT/BPM輸出を促進するため最終提言の取りまとめ

2）成果2に関わる活動

成果2：日本市場においてスリランカの競争力についての認知度が向上する

活動2-1：日本における海外企業進出可能性に関する調査⁹

同国と日本の企業が連携するにあたって、日本側でどのような企業や団体が連携対象となるか、また、関係するステークホルダーの洗い出し・ペルソナの設定、日本の中で新興国の企業と連携を検討している企業があるか等の国内調査を行う

活動2-2：スリランカ企業の分析及び日本向けターゲット分野の特定

スリランカのICT産業の状況を確認した上で、活動2-1にて調査した内容を踏まえ、スリランカICT企業のどのターゲット分野を日本に進出されるのが好ましいのか検討する。

活動2-3：C/Pと共同でターゲット分野に合致するスリランカの企業を30社以上の抽出

9 プロポーザルにて提案を求める事項（No.3）：日本の企業・団体のうち、対象の3カ国に興味・関心をよせる企業を探し、興味を持ってもらえるようアプローチをすることが求められる。それら企業へのアプローチ（どのようなチャネルを使うか、どのような折衝方法をとるかなど）の提案を求める。（アルメニア、パキスタンも共通）

活動 2-2 にて特定したターゲット分野に合致するスリランカ企業を EDB と共に選定する。

活動 2-4 : 対象ターゲット向けブランディング計画の策定及び更新¹⁰

活動 2-1、活動 2-2、活動 2-3 を踏まえ、日本に進出するため広報計画を検討する。

活動 2-5 : プロモーション資料の作成・改善の実施

活動 2-6 : WEB や SNS を活用した広報活動の実施

3) 成果 3 に関わる活動

成果 3 : スリランカと日本の ICT/BPM ビジネスネットワークが強化される

活動 3-1 : マッチングの活動計画立案

同国の ICT 企業と日本の企業がマッチングをするための活動計画を策定する。

活動 3-2 : オンラインでのビジネス・マッチング・イベント開催¹¹

企業団の派遣を行う前にオンラインにてスリランカ企業と日本企業をマッチングする。

実施回数	6 回以上
参加者数	20 名/回
開催期間	2 時間/回
実施場所	オンライン

活動 3-3 : スリランカへ日本企業の視察団を派遣 (日本メディア含む)

同国と日本の企業とのマッチングにかかるデリゲーション支援

実施回数	2 回
参加者数	約 10 社/回
開催期間	1 週間/回
実施場所	スリランカ ※上記マッチングセミナーや国際イベントへの出展・参加等との合わせた実施を検討する

10 プロポーザルにて提案を求める事項 (No.1) : 日本にとって対象の3国は馴染みのない国である可能性が高い。そのため、どのように3カ国の認知度を日本で高め日本でのビジネスに繋げるかという検討を行う必要がある。どのように各国の ICT (ハイテク) 産業のブランディングを行うのか、さらに日本への広報を行うのかの提案を求める。(アルメニア、パキスタンも共通)

11 プロポーザルにて提案を求める事項 (No.2) : 対象の3カ国と日本では、ビジネス上で知り合う機会が少ないという現状がある。それを踏まえ、ネットワーク機会を増やすためのマッチングに関わる活動や研修を実施する。そのためにはどのような活動、研修が効果的に対象3カ国と日本をつなげられるか、実施内容、研修内容の提案を求める。(アルメニア、パキスタンも共通)

活動3-4：スリランカ企業団の日本派遣の実施

同国と日本の企業とのマッチングにかかるデリゲーション支援

実施回数	2回
参加者数	約10社/回
開催期間	1週間/回
実施場所	日本 ※上記マッチングセミナーや国際イベントへの出展・参加等との合わせた実施を検討する

日本へのイベント出展

実施回数	1回を想定
参加者数	約10社/回
開催期間	1日/回
実施場所	日本

(3) パキスタン「ICT産業振興プロジェクト」

パキスタン事業については、現時点では下記内容を想定しているが、討議合意書(R/D)署名時に内容が変更となった場合は、その変更点を示し、変更点を踏まえた提案及び本見積を提出いただき、プロポーザル提出時に提出された別見積をベースとして、この本見積を精査の上、契約変更することとします。

1) 成果1に関わる活動

成果1：ビジネスマッチングを促進するためのパキスタンのICT企業のポータルサイトが開発される

活動1-1：パキスタンICT企業紹介ポータルサイトの内容決定と運用・維持管理計画の策定

PSEBが有するポータルサイトの仕様、本事業で立ち上げるポータルサイトの内容、仕様の整理を行い、調達仕様をC/Pと共にまとめる。

活動1-2：パキスタンICT企業の情報収集

既にPSEBが有する企業情報を確認の上、必要に応じて追加情報の収集を行う。必要な情報量が多い場合は、一部企業に絞る等現実的な対応を検討する。

追加情報の収集は対象企業は20～30社程度の情報収集を想定とし、本業務は必要に応じて現地再委託を可能とする。

活動1-3：企業紹介ポータルサイトの構築

活動1-1整理の仕様に沿った企業ポータルの構築を現地企業にて実施する。

本業務は現地再委託を可能とする。

活動1-4：ポータルサイトの維持・更新マニュアルの作成、運営側に必要な現地トレーニングの実施

2) 成果2に関わる活動

成果2：日本企業とのビジネスマッチングに必要な信用情報の利用が促進される。

活動2-1：日本企業がパキスタン企業に求める信用情報の分析

一般的に日本企業が求める情報に加え、特に新興国のビジネス開始にあたって、先方に求める情報を確認する。

活動2-2：パキスタンの信用調査会社の分析

活動2-1で求められる与信管理及びコンプライアンスチェックを満たすかの分析を行う。

活動2-3：活用可能な信用調査会社確認のためのサンプル取得

日本企業の参入障壁を低減するため、パキスタン企業数社の信用情報報告書、信用スコア、カントリーリスク要因付きコンプライアンス報告書のサンプル取得を行い、活動2-1の要求に沿う団体を確認する。

本業務は必要に応じ、現地再委託、または国内再委託を可能とする。

活動2-4：信用調査パートナー候補企業の情報の共有

本成果の情報は、成果1のポータルへの掲載を想定。

3) 成果3に関わる活動

成果3：PSEBのICT輸出促進に係る計画能力が強化される。

活動3-1：日本企業のニーズを把握するための日本国内調査の実施¹²

同国と日本の企業が連携するにあたって、日本側でどのような企業や団体が連携対象となるか、また、関係するステークホルダーの洗い出し・ペルソナの設定、日本の中で新興国の企業と連携を検討している企業があるか等の国内調査を行う

活動3-2：パキスタンのICT産業、企業情報の調査・分析及び他国ケース分析

パキスタンのICT産業の状況を確認した上で、既に日本市場に進出実績がある新興国4か国（ベトナム、バングラデシュ、他2か国は契約後に決定）の事例をデスクトップ調査で確認する。

本活動においては、活動1-2で収集した情報も適時活用を行う。

調査対象国の内1か国への訪問を企画、実施する。（パキスタン側は4名、1週間程度を想定）

プロポーザルでは訪問先をベトナムないしバングラデシュのいずれかの

12 プロポーザルにて提案を求める事項（No.3）：日本の企業・団体のうち、対象の3か国に興味・関心をよせる企業を探し、興味を持ってもらえるようアプローチをすることが求められる。それら企業へのアプローチ（どのようなチャネルを使うか、どのような折衝方法をとるかなど）の提案を求める。（アルメニア、スリランカも共通）

国として、見積にて提案をしてください。事業開始後、別の国への訪問へ変更を要した場合は変更契約にて対応することとします。

活動3-3：パキスタンのICT産業における日本市場への参入促進分野の決定

活動3-4：パキスタンICT産業の具体的なブランディング検討、日本企業をターゲットとしたプロモーション活動計画の策定¹³

活動3-5：パキスタンICT企業に対して日本市場参入等に関する研修の実施、研修・講義資料の作成・更新

現地研修（日本市場進出・協業に必要なマーケティング、商習慣理解等）

実施回数	6回以上（オンラインまたはハイブリッド）
参加者数	30名/回
開催期間	1日/回
実施場所	パキスタン：イスラマバード、ラホール、またはカラチ

現地研修（デジタルマーケティング）

実施回数	3回以上（オンラインまたはハイブリッド）
参加者数	30名/回
開催期間	1日/回
実施場所	パキスタン：イスラマバード、ラホール、またはカラチ

活動3-6：（必要に応じた）指導者研修にかかる資料の作成

上記研修の動画やマテリアルについて、成果1のポータル上または、PSEBが管理する研修ポータルに掲載し、再利用を可能とする。

活動3-7：プロモーション計画に沿ったPR資料を作成／更新

活動3-4での計画に基づき、日本企業向けにパキスタン企業の広報資料を作成または更新を行う。活動4-1の活動実施に関連し、計10回程度のセミナーやイベントにて使用する広報資料を想定する。尚、本業務においては、現地再委託、または国内再委託を可能とする。

13 プロポーザルにて提案を求める事項（No.1）：日本にとって対象の3国は馴染みのない国である可能性が高い。そのため、どのように3カ国の認知度を日本で高め日本でのビジネスに繋げるかという検討を行う必要がある。どのように各国のICT（ハイテク）産業のブランディングを行うのか、さらに日本への広報を行うのかの提案を求める。（アルメニア、スリランカも共通）

活動3-8：活動4-1、4-2の結果レビュー、及びプロモーション計画の修正

4) 成果4に関わる活動

成果4：パキスタンのICT産業と日本の産業とのビジネスマッチング促進に係る実施能力が改善する。

活動4-1：成果3に基づくプロモーション活動の実施¹⁴

現時点での想定は以下の通り。

同国と日本の企業とのマッチングにかかるセミナーの実施（オンライン・ハイブリッド）

実施回数	6回以上
参加者数	30名/回
開催期間	2時間/回
実施場所	オンライン 又は日本

同国と日本の企業とのマッチングにかかるデリゲーション支援

実施回数	4回
参加者数	約10社/回
開催期間	1週間/回
実施場所	パキスタン 2回 日本 2回 ※上記マッチングセミナーや国際イベントへの出展・参加等との合わせた実施を検討する

日本、パキスタン、第三国へのイベント出展

実施回数	3回を想定
参加者数	約10社/回
開催期間	1週間/回
実施場所	日本、パキスタン、第三国（ドバイ等）

上記に加え、WEB/SNSを活用した、日本及びパキスタン向けの認知向上のための発信を行う。本業務においては、現地再委託、または国内再委託を可能とし、定額計上予算の範囲内での実施とする。

14 プロポーザルにて提案を求める事項（No.2）：対象の3カ国と日本では、ビジネス上で知り合う機会が少ないという現状がある。それを踏まえ、ネットワーク機会を増やすためのマッチングに関わる活動や研修を実施する。そのためにはどのような活動、研修が効果的に対象3カ国と日本をつなげられるか、実施内容、研修内容の提案を求める。（アルメニア、スリランカも共通）

活動4-2：日・パキスタン企業との共同パイロットプロジェクトの実施

日パ産業連携モデルケース作成のためのパイロット事業を3～5回実施する。対象ケースの選定においては、選定クライテリアを設定し、公平な選定プロセスを経ること。

パイロット事業は、現地企業及び本邦企業との協業を前提とし、現地再委託、または国内再委託を可能とする。

一回当たり200万円×5回を想定しているが、予算範囲内で回数・各回金額の柔軟な変更を可能とする。

活動4-3：成果1～4を踏まえたパキスタンICT企業の日本市場進出のためのガイドラインの作成。

2. -2 その他

ベースライン調査（プロジェクト開始時点で成果指標が確定していない場合：アルメニア及びパキスタン）

- 受注者は、プロジェクトの成果やプロジェクト目標の達成状況をモニタリング・評価するための指標を設定し、プロジェクト開始時点のベースライン値を把握する。また、具体的な指標入手手段についても明らかにし、モニタリングに向けた体制を整える。
- 受注者は、調査の枠組みや調査項目について、調査開始前に発注者と協議の上、C/Pの合意を得る。ベースライン調査を経て指標の目標値の設定を行う際にも、同様に発注者及びC/Pの合意を得ることとする。

C/Pのキャパシティアセスメント（3案件共通）

- 受注者は、人材育成の対象となるC/Pに対し、現状の詳細な把握やキャパシティアセスメントを行い、その結果を踏まえ、その後の能力強化の重点項目や範囲、達成レベル等を設定する。

エンドライン調査（成果指標の確認がC/Pからの情報だけからはできない場合：3案件共通）

- プロジェクトの成果やプロジェクト目標の達成状況を評価するため、プロジェクト終了約半年前にエンドライン調査を実施し、C/Pに結果を共有する。
- 個別専門家案件の成果や目標の達成状況を評価するために、案件終了半年前にエンドライン調査を実施、C/Pに結果を共有する。
- エンドライン調査の枠組みや調査項目については、開始前に発注者と協議の上、合意を得ることとする。

第6条 報告書等

1. 報告書等

- 業務の各段階において作成・提出する報告書等は以下のとおり。なお、以下に示す部数は、発注者へ提出する部数であり、先方実施機関との協議等に必要な部数は別途受注者が用意する。また、以下に掲げる報告書等の提出に際しては、Word、PDFのデータも併せて提出する。最終成果品の提出期限は契約履行期間の末日と

する。

報告書名	提出時期	言語	部数
業務計画書	契約締結後10営業日以内	和文、 英文	電子ファイル：各1部
ワーク・プラン	業務開始から1か月以内	英文	電子データ
モニタリングシート	業務開始から半年毎	英文	電子データ
事業完了報告書 (最終成果品)	案件ごとに終了した時点で提出 想定される提出時期 アルメニア：2026年11月 スリランカ：2025年10月 パキスタン：2026年12月 上記提出時期の3ヶ月前を目途にドラフトを作成し、発注者の確認・修正を経て、最終化する。	和文	アルメニア業務5部、 スリランカ業務5部、 パキスタン業務5部、 CD-R2部
		英文	アルメニア業務5部、 スリランカ業務5部、 パキスタン業務5部、 CD-R2部

- 各報告書は案件ごとに分けて作成する。
- 本業務を通じて収集した資料およびデータは項目毎に整理し、収集資料リストを添付して、発注者に提出する。
- 報告書の仕様は、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン」に基づくものとする。

2. 技術協力作成資料

本業務を通じて作成する技術文書については、事前に相手国実施機関及び発注者に確認し、そのコメントを踏まえたうえで最終化し、当該資料完成時期に発注者に共有する。また、これら資料は、事業完了報告書にも添付する。

3. コンサルタント業務従事月報

国内・海外における業務従事期間中の業務に関し、以下の内容を含む月次の報告を作成し、発注者に提出する。なお、先方と文書にて合意したものについても、適宜添付の上、発注者に報告する。

- 1) 今月の進捗、来月の計画、当面の課題
- 2) 活動に関する写真

案件概要表

1. 案件名（国名）

国名： アルメニア共和国

案件名： ハイテク産業連携強化プロジェクト

The Project for Strengthening Business Collaboration of High-Tech industry in Armenia

2. 事業の背景と必要性

（1） 当該国におけるハイテク産業開発の現状・課題及び本事業の位置付け

アルメニア共和国は人口 300 万人ほど内陸国であり、1991 年に共和国としてソ連より独立した。一人当たりの GNI は 4,560 米ドルであり、コロナによる影響の大きい 2021 年を除くと直近 5 年の年間成長率は約 8.6%¹⁵と急速な成長を遂げており、農業、宝石加工（ダイヤモンド）に加えて、ソ連時代に軍事用通信技術開発に関わっていた経験からハイテク産業を主要な産業として位置づけ国家開発を進めている。2001 年より具体的な施策をおこなった ICT マスター戦略が採択され、ハイテク産業の開発を進めてきた。更に、アルメニア国家開発戦略（2014-2025）¹⁶を踏まえ、2019 年にはハイテク省を立ち上げ、ハイテク省が主管省庁となり、行政サービスのデジタル化の推進に加え、ハイテク産業開発を行うこととしている。ハイテク産業開発においては、高度ハイテク人材育成を核として、高価値で知識集約的な製品やサービスの製造を進めると共に、振興ハイテク企業に対して税制優遇措置を実施する等外国直接投資も推進し、同国初のユニコーン Picsart 社の創出等が行われてきた。同国の国内市場は非常に小さいことを踏まえ、ディアスポラネットワークを活用した海外市場への進出も積極的に進めてきており、特に米国や欧州企業への進出が進んできている。

かかる背景を踏まえ、JICAでは2021年にアルメニアを対象とした「先端ハイテク技術を用いたソリューションビジネス振興のための情報収集・確認調査」を実施し、本邦企業とアルメニア企業の連携にかかる調査及びパイロット事業を行ったところ、コスト以外にも先端技術のレベルが高いこと、開発スピードが速いことなどが参加本邦企業に評価された。同国の海外展開の拡大候補先として、日本の可能性が示されると共に、高度ハイテク人材の不足が指摘される日本においても有益となる可能性が示された。

本事業は、アルメニア企業の日本進出・連携を促進し、日本アルメニア双方の発展に資するハイテク産学連携を推進を図ることを目的とする。

（2） 我が国及び JICA の協力方針等と本事業の位置付け、課題

¹⁵ [Armenia GNI Per Capita 1992-2022 | MacroTrends](#)

¹⁶ ハイテク省提供資料、「Digitalisation strategy of Armenia 2021-2025 AnnexNo1, AnnexNo2 to Decision of the Government of the Republic of Armenia No183-L of 11 February 2021」12ページ目に実際に達成するデジタル化の目標数値記載。

我が国の対アルメニア国別開発協力方針(2015)において、「経済発展と地域開発のための制度・インフラ整備及び人材育成」の中で「IT分野等の先端技術分野を含む中小企業振興及び地域格差是正のための人材育成についても支援」を行うことが示されている。

JICAの課題別事業戦略(グローバル・アジェンダ):15.「デジタル化の促進」では、デジタル人材・産業の育成について言及されており、本方針にも合致する。

また、本事業はノーベーションを通じた高いレベルの経済生産性向上に資するものであり、SDGsのゴール8「働きがいも経済成長も」及び、ゴール9「産業と技術革新の基盤をつくろう」に資する内容となる。

(3) 他の援助機関の対応

現状アルメニアハイテク省に対する他援助機関等による協力は無い。他方、ハイテク産業関連機関においては、他国の援助機関との連携が行われている。現地のハイテク産業支援基金であるEIF (Enterprise Incubation Foundation) はEngineering Cityという製造業向け工業団地建設を進めており、アルメニア政府を通じて世界銀行からの資金支援を受けている。同国最大のICT企業連合となるUATE (Union of Advanced Technology Enterprises) が開催するコーカサス地域最大級のハイテク産業イベントDigitecにおいては、EUやGIZがスポンサーとなっている。また、アルメニアのSTEAM教育機関NPOであるTUMOセンターの他国展開にはドイツ復興金融公庫(KfW)等による協力が行われている。政府外郭団体であるEnterprise Armeniaでは、ハイテク産業を対象とした投資促進イベント等の開催しており、USAIDによるスポンサー協力が行われている。

3. 事業概要

(1) 事業目的

本事業は、アルメニアにおいて、日本とアルメニアハイテク産業連携を促進する体制が整備され、ハイテク産業の連携のための実施能力が向上することにより、アルメニアハイテク産業と日本の産業の連携が促進を図り、もってアルメニアのハイテク産業輸出振興に寄与するもの。

(2) プロジェクトサイト／対象地域名 エレバン

(3) 本事業の受益者(ターゲットグループ)

直接受益者: ハイテク省、関連業界団体

最終受益者: アルメニアハイテク企業

(4) 事業実施期間

2023年11月～2026年11月を予定(計36カ月)

(5) 事業実施体制

(6) 投入(インプット)

1) 日本側

① 短期専門家派遣(合計約23P/M): (業務主任/ハイテク産業、プロモーション、STEAM連携、マーケティング)

2) アルメニア側

① カウンターパートの配置

② 案件実施のためのサービスや施設、現地経費の提供

(7) 他事業、他開発協力機関等との連携・役割分担

1) 我が国の援助活動

現在、関連する事業は無い。

2) 他の開発協力機関等の活動

現状、他開発協力機関等によるハイテク産業の輸出振興支援に係る協力は行われていない。

(8) 環境社会配慮・横断的事項・ジェンダー分類

1) 環境社会配慮

① カテゴリ分類：C

② カテゴリ分類の根拠：本事業は、「国際協力機構環境社会配慮ガイドライン」（2010年4月公布）に照らし、環境への好ましくない影響は最小限であると判断されるため。

③ 環境許認可：なし

④ 汚染対策：なし

⑤ 自然環境面：なし

⑥ 社会環境面：なし

⑦ その他・モニタリング

2) 横断的事項：特に無し

3) ジェンダー分類：

【対象外】■ (GI) ジェンダー主流化ニーズ調査・分析案件

<分類理由>本事業では、主に在アルメニア民間企業との連携であることもあり、ジェンダー平等や女性のエンパワメントに資する具体的な取組について指標等を設定するに至らなかったため。ただし、ターゲットグループの参加女性比率等の設定は行わないものの、研修等の提供においては、男女比率等にも留意する予定。

(9) その他特記事項：特になし。

4. 事業の枠組み

(1) 上位目標：アルメニアのハイテク産業輸出が日本とアルメニア産業の連携によって振興される。

指標及び目標値：アルメニアのハイテクサービス輸出額

(目標値はベースライン調査にて確認)

(2) プロジェクト目標：アルメニアハイテク産業と日本の産業の連携が促進される

指標及び目標値：日本と協業するアルメニア企業数、日本で商業活動を行う企業数

(目標値はベースライン調査にて確認)

(3) 成果

成果1：日本アルメニアのハイテク産業連携を促進する体制が整備される

成果2：ハイテク産業の連携をする実施能力が向上する

(4) 主な活動：

1-1. ハイテク産業連携計画の検討及び策定

1-2. 広報計画と広報素材の作成

1-3. アルメニアハイテク企業の、日本や諸外国における効果的な露出を実施するための方法の検討・実施

1-4. アルメニアと日本の連携人材の育成

2-1. 日本とアルメニア連携に際しての日本側のステークホルダーの洗い出し・ペルソナ設定

2-2. 日本とアルメニア2国間の潜在連携モデル案の作成

2-3. 日本とアルメニア企業とのマッチングにかかる活動実施（メディア、イベント、マーケティング等）

2-4. 日本とアルメニア合弁事業のパイロット事業の実施

2-5. STEAM教育機関との連携促進

5. 前提条件・外部条件

(1) 前提条件

・アルメニアハイテク産業への投資・政策的な位置づけが変わらないこと

(2) 外部条件

・治安変化による事業実施環境の変更が発生しない。

・国際事業環境の変化による本邦企業の海外企業との協力志向の変更が発生しない

6. 過去の類似案件の教訓と本事業への適用

ルワンダ共和国ICTイノベーションエコシステム強化プロジェクト（2017年10月～2022年3月）では、ICT立国としてブランディングの促進を行う際にプロジェクトチームにPR専門の人材を配置し、政府機関、民間団体などの各方面のカウンターパートと連携をして、Transform Africa Summit, Youthkonnekt Summit、Africa Tech Summit、UN-IGFなどの国際会議やTICAD-7における日本訪問を通じたアドボカシー活動を実施した結果、ルワンダにおいてICT立国としてのブランディングを確立させることに貢献した。本事業では、ハイテク産業の日本振興には、ブランディングの確立は重要な要素であるため、プロモーション専門人材の投入を加えることをプロジェクト計画に反映させた。

7. 評価結果

本事業はアルメニアのハイテク産業推進方針及び、わが国及びJICAの協力量針に合致し、同国におけるハイテク産業と日本企業の連携を促進することで、ハイテク産業サービス輸出の向上に寄与するものである。また、SDGsのゴール8「働きがいも経済成長も」及び、ゴール9「産業と技術革新の基盤をつくろう」への貢献が見込まれることから、実施する意義は高い。

8. 今後の評価計画

- (1) 今後の評価に用いる主な指標
4. のとおり。
- (2) 今後の評価スケジュール
事業開始 6 カ月以内 ベースライン調査

以上

案件概要表

1. 案件名 (国名)

国名：スリランカ民主社会主義共和国（スリランカ）

案件名：ICT/BPM 産業の日本市場参入促進支援

Support Promotion of ICT/BPM Industry towards Japan Market

2. 事業の背景と必要性

(1) 当該国における ICT セクターの開発の現状・課題及び本事業の位置付け

スリランカは、一人当たりの GDP が 4,013 米ドル（2021、世銀）であり、低中位所得国に分類されるが、2019 年の爆破テロ、2020 年に始まった新型コロナウイルス感染症蔓延に加え、過剰な借り入れ、財政悪化、大幅減税などの要因が重層的に作用した結果、2022 年には外貨準備高不足による対外債務不履行に陥り、外貨取得と有望な輸出産業の育成が急務である。ICT 分野はスリランカ国家輸出戦略において重要な分野の一つとなっており、スリランカ輸出開発局 (Export Development Board: EDB) は、2009 年からスリランカの重要な輸出目標分野の一つとして ICT セクターを掲げ、IT-BPM セクターの全国規模の商工会議所であるスリランカ・ソフトウェア・サービス産業協会やスリランカ情報通信庁などの他の支援機関と連携し、ICT 産業のさらなる成長を促すための積極的な取り組みを行って来た。特に、近隣国にインド、バングラデッシュ、パキスタンなど億単位の人口を誇る IT 新興国があることから、スリランカはこれまで、IT ソリューションの量ではなく質で勝負する戦略をとってきた結果、欧米市場でも既に優秀なアウトソーシング先としての地位を高めつつあり、先端 IT 分野でも金融分野での欧米進出企業を輩出する等強みをもつ分野を育ててきている。

日本に対しても 2014 年から EDB 主導にて ICT/BPO 市場への参入を図ってきており、Japan IT Week への参加や新潟県南魚沼 IT パークへの進出等が行われてきたが、現時点では未だ日本のユーザー企業には認知されているとは言えずブランディングが弱いのが現状である。

日本においても、南アジアや中央アジア等の新興国からの ICT ソリューション輸出が欧米で拡大していることは知られておらず、新興国の先進的な ICT 企業と日本の高度なニーズを持つ潜在的な顧客企業との直接のビジネスコラボレーションの可能性と課題を明らかにすべく、スリランカ、アルメニア、パキスタンを対象とした「南アジア・中央アジア地域先端 ICT 技術を用いたソリューションビジネス振興のための情報収集・確認調査」（2021 年 8 月）を実施した。

本調査の結果、今後スリランカの ICT 企業が日本市場で成功するためには、スリランカが明確に優位性を持つ特定分野の ICT ソリューション領域に集中したブランディングを確立し、日本市場での認知度を高めることが必要であると確認された。そのため、日本におけるスリランカの位置づけと他国との差別化を考慮したマーケティング戦略、ネットワーキング強化を行うべく、日本の専門家の助言が必要となっている。

(2) スリランカ／ICT セクターに対する我が国及び JICA の協力方針等と本事業の位置づけ、課題別事業戦略における本事業の位置づけ

我が国の「対スリランカ民主社会主義共和国 国別開発協力方針」（2018 年 1 月）

において、重点分野としている「質の高い成長の促進」において、持続的な経済発展の観点から、情報通信技術の発展に向けた二国間協力、科学技術協力を含め成長を支える産業の振興を行うとしている。

JICA 課題別事業戦略（グローバル・アジェンダ）「No.15 デジタル化の促進」（2022年）においても、「デジタル分野の担い手となる人材・産業育成」が重点的な取組みとしてあげられている。

また、本事業はイノベーションを通じた高いレベルの経済生産性向上に資するものであり、SDGs 8「働きがいも経済成長も」に資する内容となる。本案件は上記方針に合致する。

（3）他の援助機関の対応

スリランカ輸出開発局は他国の援助機関との連携が行われている。EDB はドイツの IPD（Import Promotion Desk）とドイツ市場進出に向けて、市場調査等に関するセミナーを行いキャパシティ・ビルディングを実施している。さらに、EDB は世界貿易機関（WTO）の実施機関である国際貿易センター、オランダ外務省の機関である途上国輸入促進センター（CBI）、韓国国際協力団（KOICA）と農業分野を中心に輸出促進の協力を実施している。

3. 事業概要

（1）プロジェクトサイト／対象地域名

コロンボ周辺

（2）事業実施期間

2023年11月～2025年10月を予定（計24カ月）

（3）事業実施体制

実施機関：スリランカ輸出開発局（EDB）

4. 事業の枠組み

（1）成果

成果1：EDB 及びスリランカ ICT 企業が日本市場に進出するための準備と理解が向上する

成果2：日本市場においてスリランカの競争力についての認知度が向上する

成果3：スリランカと日本の ICT/BPM ビジネスネットワークが強化される

（2）主な活動

1-1. ギャップ分析及び、活動計画を策定

1-2. スリランカにて日本市場の需要や顧客要望の理解向上セミナーの開催

1-3. EDB におけるセミナートレーナーの育成

1-4. 日本市場におけるコーポレート・ブランディング向上のための個別相談実施

1-5. ICT/BPM 輸出を促進するため最終提言の取りまとめ

2-1. 日本における海外企業進出の可能性に関する調査

2-2. スリランカ企業の分析及び日本向けターゲット分野の特定

2-3. C/P と共同でターゲット分野に合致するスリランカの企業を 30 社以上の抽出

- 2-4. 対象ターゲット向けブランディング計画の策定及び更新
- 2-5. プロモーション資料の作成・改善の実施
- 2-6. WEB や SNS を活用した広報活動の実施
- 3-1. マッチングの活動計画立案
- 3-2. オンラインでのビジネス・マッチング・イベント開催
- 3-3. スリランカへ日本企業の視察団を派遣（日本メディア含む）
- 3-4. スリランカ企業団の日本派遣の実施

以上

案件概要表（案）

※本内容は詳細計画策定時の内容であり、最終的な討議議事録（Record of Discussions）の内容を踏まえて修正が行われる可能性がある。

1. 案件名（国名）

国名： パキスタン・イスラム共和国（パキスタン）

案件名： ICT 産業連携強化プロジェクト

The Project for Strengthening Business Collaboration of ICT Industry in Pakistan

2. 事業の背景と必要性

（1）当該国における ICT セクターの開発の現状・課題及び本事業の位置付け

パキスタンでは、国民総生産（GDP）の 6 割以上をサービス業が占め、特に ICT 産業は、過去 4 年の累計成長率が 100%（パキスタン投資庁、2018 年）と成長が著しい。特にソフトウェア開発は、輸出増・対外収支改善を牽引し得るポテンシャルを有し、同国ソフトウェア輸出協会（英：Pakistan Software Export Board 以下、「PSEB」という。）によれば、2019/20 年度の ICT 輸出額は約 12.3 億ドルで、財・サービス輸出額合計の 4.6%を占める。また、同協会によれば、パキスタンでは年間 2.5 万人の ICT 技術者が輩出されており、一部は米国や欧州の大手企業からの開発業務を請負うレベルの技術力を有し、同国政府は「デジタルパキスタン政策（2018）」において、ICT 産業の海外展開を推進する方針を掲げ、先進・高付加価値技術分野への進出や、海外企業による同国人材の活用促進を重点施策としている。

一方、日本では、ICT 人材の不足が 2030 年に 45 万人に達する（経済産業省、2018 年）と見込まれている。両国の ICT 人材及び企業を有機的に結び付けることは、双方にとり互恵的な関係を構築できる可能性を秘めているが、パキスタン国の ICT 産業に関する日本側の知識や関係構築の機会は限定的であり、パキスタン側 ICT 企業の信用情報及び円滑な事業推進に必要な両国の橋渡し役を務めるブリッジ人材も不足している。事前に行われた「本邦 ICT 企業とのビジネスマッチングを通じた ICT 産業振興にかかる情報収集・確認調査」（2021 年）では、パキスタンの ICT 人材は他アジア諸国と比べて低廉な価格で比較的高度なソフトウェア開発を行うことができるコストパフォーマンスに加え、人工知能（AI）等の先端技術のレベルの高さや、実装スピードの速さ等も評価されている。

かかる背景等から、同国政府より、両国の ICT 産業連携支援のために活動中の「ICT 産業振興アドバイザー」（2021 年 9 月～2023 年 8 月）の活動を更に拡大し、日・パ両国の市場ニーズに応じた人材の育成・活用及びビジネスマッチングの促進を通じた ICT 産業の発展を目的とした技術協力にかかる要請が我が国に提出された。

（2）ICT セクターに対する我が国及び JICA の協力量針等と本事業の位置づけ、課題別事業戦略における本事業の位置づけ

「対パキスタン・イスラム共和国 国別開発協力量針」（2018 年）は「経済基盤の改善」を援助重点分野とし、開発課題として「経済安定化と産業構造の多様化促進」に取り組む方針としている。また、「対パキスタン・イスラム共和国 JICA 国別分析ペーパー」（2022 年）においても、主要開発課題のひとつに「産業育成・投資環境整

備プログラム」が位置付けられており、JICA グローバル・アジェンダ「デジタル化の促進」（2022 年）においても、「デジタル分野の担い手となる人材・産業育成」が重点的な取り組みとしてあげられている。本事業は成長ポテンシャルの高い情報通信産業の発展を支援することにより経済の成長・安定化と産業構造の多様化に貢献するものとして、「産業育成・投資環境整備プログラム」とも一致するものである。

また本事業は、ICT 産業の振興を通じて、多様化、技術向上及びイノベーションを通じた高いレベルの経済生産性の達成を目指していることから、持続可能な開発目標（Sustainable Development Goals。以下、「SDGs」という。）のゴール 8「働きがいも経済成長も」の達成に貢献する。さらに、産業構造の多様化を通じて雇用及び GDP に占める産業セクターの割合の増加により SDGs ゴール 9「産業と技術革新の基盤をつくろう」と、パキスタンの ICT 産業の輸出増加によりゴール 17「パートナーシップで目標を達成しよう」にも貢献する。

（3）他の援助機関の対応

PSEB に対して、他国の開発協力機関からの輸出強化に係る事業は行われていないが、韓国輸出入銀行はパキスタンの ICT 産官学連携の向上及び投資促進を目的として IT パークの建設資金（イスラマバードとカラチ）を支援。イスラマバードは 2025 年、カラチは 2026 年の完工が予定されている。

3. 事業概要

（1）事業目的

本事業は、パキスタンにおいて ICT 産業輸出促進ポータル構築、情報提供強化、対日連携活動にかかる計画・実施能力強化を行うことにより、パキスタン ICT 産業の日本への輸出促進のための枠組み構築及び運用を図り、もって同国における ICT 産業の日本への輸出の増加に寄与するもの。

（2）プロジェクトサイト／対象地域名

イスラマバード市（人口：200 万人、面積：906 平方 km）他

（3）本事業の受益者（ターゲットグループ）

直接受益者：PSEB、パキスタンソフトウェア協会（英：Pakistan Software Houses Association for IT and IteS 以下、「P@SHA」という。）、Ignite 国立技術基金（英：Ignite National Technology Fund 以下、「Ignite」という。）、パキスタン ICT 企業
最終受益者：パキスタン ICT 企業、ICT サービス活用を行う日本企業

（4）総事業費（日本側）

2.9 億円

（5）事業実施期間

2024 年 1 月～2026 年 12 月を予定（計 36 カ月）

（6）事業実施体制

同国のソフトウェア産業の国内及び海外マーケットにおける促進を担う PSEB が実施機関となる。PSEB より全体の取りまとめの役割を担うカウンターパートとして、

ICT産業の責任監督庁であるパキスタン情報通信省に報告を行う。関係機関としては、P@SHA（民間ソフトウェア企業の業界団体）やIgnite（スタートアップ支援を行う政府団体）等と適宜連携して事業を実施する。なお、本事業終了後も日本との連携を継続できるよう本邦側の協力体制についても事業を通じて検討する。

（7）投入（インプット）

1）日本側

- ① 短期専門家派遣（合計約 40 P/M）：業務主任、ICT 産業連携、対日マーケティング、本邦プロモーション、ポータル開発、信用情報、デジタルマーケティング、現地情報等
- ② プロジェクト運営費：在外事業強化費

2）パキスタン側

- ① カウンターパートの配置（広報担当官含む）
- ② 案件実施のためのサービスや施設、現地経費の提供
 - ・ 専門家執務スペース
 - ・ 関係機関及び企業との調整
 - ・ パキスタン IT 企業からの情報収集
 - ・ 本事業計画に含まれない活動経費

（8）他事業、他開発協力機関等との連携・役割分担

1）我が国の援助活動

- ・ 「本邦 ICT 企業とのビジネスマッチングを通じた ICT 産業振興にかかる情報収集・確認調査」（2021 年）
- ・ 「南アジア・中央アジア地域先端 ICT 技術を用いたソリューションビジネス振興のための情報収集・確認調査（パキスタン編）」（2021 年）
- ・ 専門家派遣「ICT 産業振興アドバイザー」（2021 年 9 月～2023 年 8 月）

上記情報収集確認調査や専門家派遣を通じて、パキスタン ICT 産業の日本市場参入に係る課題やニーズ、本邦企業とのマッチングにおける検討事項等、豊富な情報が収集・分析され、派遣専門家によりパキスタンの ICT 企業や関連機関とのネットワークが構築されている。本事業においては、これらの収集情報やネットワークを十分に活用し、効率的・効果的な事業運営を行う。

2）他の開発協力機関等の活動

特に連携が見込まれる他ドナーの活動はない。

（9）環境社会配慮・横断的事項・ジェンダー分類

1）環境社会配慮

- ① カテゴリ分類（C）
- ② カテゴリ分類の根拠：本事業は、「国際協力機構環境社会配慮ガイドライン」（2010 年 4 月配布）上、環境への望ましくない影響は最小限であると判断されるため。

2) 横断的事項：特になし。

3) ジェンダー分類：GI（ジェンダー主流化ニーズ調査・分析案件）

本事業はICT産業連携強化を目的とするため、ジェンダー主流化にかかる活動は想定されていないものの、本事業で実施予定の研修プログラムやイベントに関して女性の参加を促すことを先方機関と確認した。

(10) その他特記事項

特になし。

4. 事業の枠組み

(1) 上位目標：

パキスタンICT産業の日本への輸出が増加する。

【指標及び目標値¹⁷⁾】

1. 本事業終了後に日本へのICTサービスの輸出総額が増加する。

2. 日本企業とビジネスパートナーシップ¹⁸⁾を締結しているパキスタンICT企業の数

(2) プロジェクト目標：

パキスタンICT産業の日本への輸出促進のための枠組みが構築され、運用される。

【指標及び目標値】

1. ポータルサイトへの平均訪問者数/年（年間アクセス数）

2. 日本企業とのビジネスマッチングのために、信用情報調査報告書の重要性を理解するパキスタンのICT企業の割合

3. 日本企業とビジネスパートナーシップが開始及び可能性について協議中のパキスタンICT企業の数

(3) 成果：

成果1：ビジネスマッチングを促進するためのパキスタンのICT企業のポータルサイトが開発される。

成果2：日本企業とのビジネスマッチングに必要な信用情報の利用が促進される。

成果3：PSEBのICT輸出促進に係る計画能力が強化される。

成果4：パキスタンのICT産業と日本の産業とのビジネスマッチング促進に係るPSEBの実施能力が改善する。

(4) 主な活動：

【成果1の主な活動】

- ・ パキスタンICT企業紹介ポータルサイトの内容決定と運用・維持管理

¹⁷⁾ 目標値に関しては、本事業開始後6か月を目途、中間時まで決定する。プロジェクト目標の目標値も同様。

¹⁸⁾ パートナーシップには、直接的なビジネスパートナーシップ、セールspartnerシップ、パキスタン人エンジニアの日本企業への派遣、ビジネス・プロセス・アウトソーシング（BPO）、ジョイントベンチャー等が含まれる。

計画の策定

- ・ パキスタン ICT 企業の情報収集とポータルサイトの開発
- ・ ポータルサイトの更新・維持管理マニュアルの作成

【成果 2 の主な活動】

- ・ 日本企業の求める信用情報の内容分析
- ・ パキスタンの信用情報調査会社の調査と信頼できる調査会社の公表
- ・ パキスタンの複数企業の信用情報調査報告書をサンプルとして作成
- ・ 信用情報調査報告書のサンプル確認及び、信用情報調査会社に関する情報の共有

【成果 3 の主な活動】

- ・ 日本企業のニーズ調査による、パキスタン ICT 産業の強みを活かせる日本企業のニーズの特定
- ・ 日本市場への参入を目的としたパキスタン ICT 産業の調査実施
- ・ 両国の調査結果を踏まえ、日本市場への輸出を促進するパキスタン ICT 産業のセクターの決定
- ・ パキスタン ICT 産業の具体的なブランディング検討、日本企業をターゲットとしたプロモーション活動計画の策定
- ・ パキスタン ICT 企業に対して日本市場参入等に関する研修の実施
- ・ パキスタン及び日本企業に対する PR 資料の作成・更新

【成果 4 の主な活動】

- ・ 成果 3 で策定したプロモーション活動計画の実施
- ・ パキスタン企業と日本企業によるパイロット事業の実施
- ・ パキスタン ICT 産業の日本市場参入を促進のためのガイドライン作成

5. 前提条件・外部条件

(1) 前提条件

- ・ ICT の輸入/輸出に係るビジネス環境が世界的に急速に悪化しない。
- ・ 関連する経歴を持つ、適切な数のカウンターパート職員が配置される。

(2) 外部条件

- ・ ICT 輸出を促進するパキスタン政府の政策が維持される。
- ・ 日本がパキスタンの ICT 企業にとって、ビジネス輸出対象に値する国であり続ける。
- ・ 事業実施期間中に本事業の実施に負の影響を与えるような、甚大な自然災害、治安状況の悪化、感染症の発生が起こらない。

6. 過去の類似案件の教訓と本事業への適用

フィリピン国「IT 人材育成プロジェクト」（評価年度 2013 年）では、現地カウンターパートと産業界との連携及びマーケティングの強化の必要性について提言があった。産業界のニーズを把握する体制を整えていくことが最優先課題となっていたとの事例を踏まえ、本事業においては日本の産業界の技術ニーズ（Fintech や Gaming など）を的確に把握し、パキスタンの ICT 企業の強みを踏まえてマーケティング活動に努めることをプロジェクト計画に反映した。また、ラオス国「国立大学 IT サービス産業人材育成プロジェクト」（評価年度 2016 年）では、日本の成功事

例が先進的すぎる場合には第三国の事例を活用することも有益だと提言があった。本事業では、インド、バングラデシュ、ベトナムのような ICT 産業が既に日本に進出している近隣国の事例も参考にし、輸出促進戦略の参考にしようプロジェクト計画に反映した。

7. 評価結果

本事業は、パキスタンの開発課題・開発政策並びに我が国及び JICA の協力方針・分析に合致し、パキスタンにおいて ICT 産業におけるビジネスマッチングプラットフォームの構築や連携能力の強化を行うことにより、日・パ両国の ICT 企業間のビジネス交流機会の促進を図り、もって同国における ICT 産業の輸出振興及び日本の ICT 産業が抱える課題の改善に寄与するものである。また、SDGs ゴール 8「働きがいも経済成長も」、ゴール 9「産業と技術革新の基盤をつくろう」及びゴール 17「パートナーシップで目標を達成しよう」にも貢献すると考えられることから、事業の実施を支援する必要性は高い。

8. 今後の評価計画

- (1) 今後の評価に用いる主な指標
 - 4. のとおり。
- (2) 今後の評価スケジュール
 - 事業開始 6 カ月以内 ベースライン調査
 - 事業完了 3 年後 事後評価

以 上

共通留意事項

案件が明示されていない項目は3カ国の案件に対して適用される。

【1】 必須項目

■ 討議議事録（R/D）に基づく実施（アルメニア及びパキスタン事業のみ）

- 本業務は、発注者と相手国政府実施機関とが、プロジェクトに関して締結した討議議事録（R/D）に基づき実施する。

1. C/P のオーナーシップの確保、持続可能性の確保

- 受注者は、オーナーシップの確立を十分に配慮し、C/P との協働作業を通じて、C/P がオーナーシップを持って、主体的にプロジェクト活動を実施し、C/P 自らがプロジェクトを管理・進捗させるよう工夫する。
- 受注者は、プロジェクト終了後の上位目標の達成や持続可能性の確保に向けて、上記 C/P のオーナーシップの確保と併せて、マネジメント体制の強化、人材育成、予算確保等実施体制の整備・強化を図る。

2. プロジェクトの柔軟性の確保

- 技術協力プロジェクト及びもしくは個別専門家案件では、実施機関等の職員のパフォーマンスやプロジェクトを取り巻く環境の変化によって、プロジェクト活動を柔軟に変更することが必要となる。受注者は、プロジェクト全体の進捗、成果の発現状況を把握し、開発効果の最大化を念頭に置き、プロジェクトの方向性について発注者に提言する（評価指標を含めた PDM（Project Design Matrix）、必要に応じて R/D の基本計画の変更。変更にあたって、受注者は案を作成し発注者に提案する）。
- 発注者は、これら提言について、遅滞なく検討し、必要な対応を行う（R/D の変更に関する相手国実施機関との協議・確認や本業務実施契約の契約変更等）。なお、プロジェクト基本計画の変更を要する場合は、受注者が R/D 変更のためのミニッツ（案）及びその添付文書をドラフトする。

3. 途上国、日本、国際社会への広報

- 発注者の事業は、国際協力の促進並びに我が国及び国際経済社会の健全な発展に資することを目的としている。このため、プロジェクトの意義、活動内容とその成果を対象国の政府関係者・国民、日本国民、他ドナー関係者等に正しくかつ広く理解してもらえよう、発注者と連携して、各種会合等における発信をはじめ工夫して効果的な広報活動に務めるものとする。

4. 他機関/他事業との連携、コレクティブ・インパクトの追求

- 発注者及び他機械の対象地域／国あるいは対象分野での関連事業（実施中のみならず実施済みの過去の資産も含む）との連携を図り、開発効果の最大化を図る。
- 日本や国際的なリソース（政府機関、国際機関、民間等）との連携、巻き込みを検討し、コレクティブ・インパクトの追求を図る。

【2】選択項目

☒ 他の専門家との協働

- 発注者は、本契約とは別に、長期専門家及び短期専門家を派遣予定である。受注者は、これら専門家と連携し、プロジェクト目標の達成を図ることとする。ワーク・プラン、モニタリングシート、（プロジェクト）進捗報告書、（プロジェクト）業務完了報告書の作成に際しては、これら専門家と協働して作成する。

☒ ジェンダー配慮

- 本業務の実施に際しては、男女別データの収集・分析を行い、男女別データで定量的効果を把握することや、男性／女性の参画を考慮した活動内容を検討する等、ジェンダーに十分配慮した活動を行う。

☒ 環境社会配慮（カテゴリC）

- 本事業は「国際協力機構環境社会配慮ガイドライン（2010年4月版）」におけるカテゴリCに区分される。同ガイドラインにおいて、カテゴリA又はBに該当する可能性があると考えられる業務が発生する場合は、事前に、発注者に報告し協議する。

共通業務内容

案件が明示されていない項目は3カ国の案件に対して適用される。

1. 業務計画書およびワーク・プランの作成／改定

- 受注者は、ワーク・プランを作成し、その内容について発注者の承認を得た上で、現地業務開始時に相手国政府関係機関に内容を説明・協議し、プロジェクトの基本方針、方法、業務工程等について合意を得る。
- なお、業務を期分けする場合には第2期以降、受注者は、期初にワーク・プランを改訂して発注者に提出する。

2. プロジェクト進捗管理と PO (Plan of Operation) の見直し

- プロジェクトの進捗状況を踏まえ、C/P と共に PO を適宜見直す。進捗の遅れがある場合には C/P と対応策を協議し実施し、発注者に報告する。
- 受注者が発注者から相手国政府機関への働き掛けが必要と判断する場合には、発注者と対応を相談する。
- 個別専門家案件においては、専門家の業務計画書に PO が添付される。

3. 合同調整委員会 (JCC) の開催支援 (アルメニア及びパキスタン事業のみ)

- 発注者と相手国政府実施機関は、プロジェクトの意思決定機関となる合同調整委員会 (Joint Coordination Committee) もしくはそれに類する案件進捗・調整会議 (以下「JCC」) を設置する。JCC は、1年に1度以上の頻度で、(R/Dのある場合はR/Dに規定されるメンバー構成で開催し、)年次計画及び年間予算の承認、プロジェクトの進捗確認・評価、目標の達成度の確認、プロジェクト実施上の課題への対処、必要に応じプロジェクトの計画の変更等の合意形成を行う。
- 受注者は、相手国の議長 (技術協力プロジェクトの場合はプロジェクトダイレクター) が JCC を円滑かつ予定どおりに開催できるよう、相手国政府実施機関が行う JCC 参加者の招集や会議開催に係る準備状況を確認して、発注者へ適宜報告するとともに、必要に応じて受注者は JCC の運営、会議資料の準備や議事録の作成等、最低限の範囲で支援を行う。

4. 成果指標のモニタリング及びモニタリングシートの作成 (アルメニア及びパキスタン事業のみ)

- 受注者は、プロジェクトの進捗をモニタリングするため、日常的に C/P と運営のための打ち合わせを行う。
- 受注者は、1年に1度以上の頻度で発注者所定のモニタリングシート (英文) を C/P と共同で作成し、発注者に提出する。モニタリング結果を基に、必要に応じて、プロジェクトの計画の変更案を提案する。
- 受注者は、モニタリングシートの提出に関わらず、プロジェクト進捗上の課題がある場合には、発注者に適宜報告・相談する。
- 受注者は、プロジェクトの成果やプロジェクト目標達成状況をモニタリング、評価するための指標を、具体的な指標入手手段を確認し、C/P と成果

指標のモニタリング体制を整える。

- プロジェクト終了の半年前の終了時評価調査など、プロジェクト実施期間中に発注者が調査団を派遣する際には、受注者は必要な支援を行うとともに、その基礎資料として既に実施した業務において作成した資料の整理・提供等の協力を行う。

5. 広報活動

- 受注者は、発注者ウェブサイトへの活動記事の掲載や、対象国での政府会合やドナー会合、国際的な会合の場を利用したプロジェクトの活動・成果の発信等、積極的に取り組む。
- 受注者は、各種広報媒体で使えるよう、活動に関連する写真・映像（映像は必要に応じて）を撮影し、簡単なキャプションをつけて発注者に提出する。

6. 事業完了報告書／進捗報告書の作成

- 受注者は、プロジェクトの活動結果、プロジェクト目標の達成度、上位目標の達成に向けた提言等を含めた事業業務完了報告書（Project Completion Report）を作成し、発注者に提出する。
- 業務実施契約を期分けする場合には、契約毎に、当該契約の契約期間中のプロジェクトの活動結果、プロジェクト目標の達成度、上位目標の達成に向けた提言等を含めた事業進捗報告書を作成し発注者に提出する。
- 上記報告書の作成にあたっては、受注者は報告書案を発注者に事前に提出し承認を得た上で、相手国関係機関に説明し合意を得た後、最終版を発注者に提出する。

第3章 プロポーザル作成に係る留意事項

1. プロポーザルに記載されるべき事項

プロポーザルの作成に当たっては、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の内容を十分確認の上、指定された様式を用いて作成して下さい。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>)

(1) コンサルタント等の法人としての経験、能力

1) 類似業務の経験

類似業務：日本と海外との産業連携支援にかかる業務経験（ICT産業の経験があることが望ましい）等

2) 業務実施上のバックアップ体制等

3) その他参考となる情報

(2) 業務の実施方針等

1) 業務実施の基本方針

2) 業務実施の方法

* 1) 及び2) を併せた記載分量は、20 ページ以下としてください。

3) 作業計画

4) 要員計画

5) 業務従事予定者ごとの分担業務内容

6) 現地業務に必要な資機材

7) 実施設計・施工監理体制（無償資金協力を想定した協力準備調査の場合のみ）

8) その他

(3) 業務従事予定者の経験、能力

1) 評価対象業務従事者の経歴及び業務従事者の予定人月数

プロポーザル評価配点表の「3. 業務従事予定者の経験・能力」において評価対象となる業務従事者の担当専門分野及び想定される業務従事人月数は以下のとおりです。評価対象業務従事者にかかる履歴書と類似業務の経験を記載願います。

◇ 評価対象とする業務従事者の担当専門分野

- 1) 業務主任／ICT産業連携
- 2) マーケティング

◇ 評価対象とする業務従事者の予定人月数

約 35.25人月

（アルメニア：10.0人月、スリランカ：9.0人月、パキスタン16.25人月）

2) 業務経験分野等

各評価対象業務従事者を評価するに当たっての類似業務経験分野、業務経験

地域、及び語学の種類は以下のとおりです。

【業務主任者／ICT 産業】

- ① 類似業務経験の分野：日本と海外との産業連携支援にかかる業務経験（ICT 産業の経験があることが望ましい）
- ② 対象国及び類似地域：アルメニア国、スリランカ国、パキスタン国及び全途上国
- ③ 語学能力：英語
- ④ 業務主任者等としての経験

【マーケティング】

- ① 類似業務経験の分野：日本市場対象マーケティング、デジタルマーケティングにかかる業務経験
- ② 対象国及び類似地域：全世界
- ③ 語学能力：英語

2. 業務実施上の条件

（1）業務工程

（アルメニア）

本件に係る業務工程は、2023年11月に開始し、36か月後の2026年11月の終了を目処とする

（スリランカ）

本件に係る業務工程は、2023年11月に開始し、24か月後の2025年10月の終了を目途とする。

（パキスタン）

本件に係る業務工程は、2024年1月に開始し、36か月後の2026年12月の終了を目途とする。

（2）業務量目途と業務従事者構成案

1) 業務量の目途

（アルメニア）

約 18.00 人月（現地：11.00人月、国内：7.00人月）

（スリランカ）

約 12.00 人月（現地：7.50人月、国内：4.50人月）

（パキスタン）

約 40.25 人月（現地21.00人月、国内：19.25人月）

2) 業務従事者の構成案

業務従事者の構成（及び格付案）は以下を想定していますが、競争参加者は、業務内容等を考慮の上、最適だと考える業務従事者の構成（及び格付）を提案してください。また、スリランカについては個別専門家の派遣のため、複数名での同時業務渡航は行わないが、以下の①～③の業務従事者が交代で渡航することは可能とする。

- ① 業務主任／ICT産業（2号）（3か国共通）
- ② マーケティング（3号）（3か国共通）
- ③ プロモーション・調査（3か国共通）
- ④ STEAM連携（※ アルメニアのみ）
- ⑤ ポータル開発（※ パキスタンのみ）
- ⑥ 信用情報（※ パキスタンのみ）
- ⑦ デジタルマーケティング（※ パキスタンのみ）

3) 渡航回数の目途 全60回（アルメニア：18回、スリランカ：10回、パキスタン32回）

なお、上記回数は目途であり、回数を超える提案を妨げるものではありません。

パキスタン事業については、契約締結時に RD 未署名の場合は当初契約には含めず RD 署名後に契約変更により追加します。

当該業務に係る上記業務量目途と業務従事者構成案は、発注者側の現時点での想定であるため、具体的業務量及び従事者構成は、変更契約の契約交渉において、発注者・受注者で協議するものとします。

(3) 現地再委託

以下の業務については、業務対象国・地域の現地法人（ローカルコンサルタント等）への再委託を認めます。

（アルメニア）

- 第2章第5条「(1) 成果1に関わる活動」
 - 活動1-3：アルメニアハイテク企業の、日本や諸外国における効果的な露出にかかる以下事項（国内再委託も可能）
 - ・メディア活用
 - 活動1-4：アルメニアと日本の連携人材の育成にかかる以下事項
 - ・日本文化・財務指導
- 第2章第5条「(2) 成果2に関わる活動」
 - 活動2-3：日本とアルメニア企業とのマッチングにかかる活動実施（メディア、イベント、マーケティング等）にかかる以下事項
 - ・現地研修の提供
 - ・イベントや企業情報発信にかかるマーケティング活動・メディア掲載の実施（国内再委託も可能）
 - 活動2-4：日本とアルメニア合弁事業のパイロット事業の実施にかかる以下事項

- ・パイロット事業の実施（国内再委託も可能）
- 活動2-5：STEAM教育機関との連携促進にかかる以下事項
- ・対日マテリアルの整備（国内再委託も可能）

（スリランカ）
なし

（パキスタン）

- 第2章第5条「（3）成果1に関わる活動」の「活動1-2：データベース作成のための、パキスタンICT企業データの収集」にかかる以下事項
 - ・現地情報収集
- 第2章第5条「（3）成果1に関わる活動」の「活動1-3：企業紹介ポータルサイトの構築」にかかる以下事項
 - ・ポータル開発
- 第2章第5条「（3）成果2に関わる活動」の「活動2-3：活用可能な信用調査会社確認のためのパイロットケース取得」にかかる以下事項
 - ・信用調査（国内再委託も可能）
- 第2章第5条「（3）成果2に関わる活動」の「活動3-7：プロモーション計画に沿ったPR資料を作成／更新」にかかる以下事項
 - ・プロモーションマテリアル整備（国内再委託が可能）
- 第2章第5条「（3）成果4に関わる活動」の「活動4-1：成果3に基づくプロモーション活動の実施」にかかる以下事項
 - ・メディア発信（国内再委託が可能）
- 第2章第5条「（3）成果4に関わる活動」の「活動4-2：日・パキスタン企業との共同パイロットプロジェクトの実施」にかかる以下事項
 - ・パイロット事業（国内再委託も可能）

現地再委託にあたっては「コンサルタント等契約における現地再委託契約ガイドライン（2022年10月版）」に則り選定及び契約を行うこととし、委託業務者の業務の履行状況を監理・監督し、業務の履行を適宜確認すること。

（4）配付資料／公開資料等

1）配付資料

（アルメニア）

詳細計画策定調査時プロジェクトプレゼンテーション

PDM/PO ver.0

詳細計画策定調査結果参考資料

（スリランカ）

Work Plan ver.0

（パキスタン）

詳細計画策定調査時プロジェクトプレゼンテーション

PDM/PO ver.0

詳細計画策定調査結果参考資料

2) 公開資料

(共通)

- 「南アジア・中央アジア地域 先端 ICT 技術を用いた ソリューションビジネス振興のための 情報収集・確認調査」 (JICA 図書館：[12362448.pdf \(jica.go.jp\)](https://www.jica.go.jp/publication/12362448.pdf))
- 「パキスタン・イスラム共和国 本邦 ICT 企業とのビジネスマッチングを通じた ICT 産業振興にかかる情報収集・確認調査」 (JICA 図書館：[openjicareport.jica.go.jp/pdf/12366837.pdf](https://www.jica.go.jp/publication/openjicareport.jica.go.jp/pdf/12366837.pdf))

(5) 対象国の便宜供与

(アルメニア、スリランカ、パキスタン共通)

概要は、以下のとおりです。

	便宜供与内容	
1	カウンターパートの配置	有
2	通訳の配置	無
3	執務スペース	有
4	家具 (机・椅子・棚等)	有
5	事務機器 (コピー機等)	無
6	インターネット環境	無

(6) 安全管理

各国 JICA 事務所にて以下の行動規範を定めているため、下記に従った行動をお願いいたします。

共通：

- ・ JICA 安全対策措置及び安全対策マニュアル、外務省・大使館が発信 する海外安全情報、JICA 事務所が発信する安全対策情報を踏まえた 行動をとる。
- ・ 各国の「行動規範」に関わらず、全渡航について必ず渡航前に、外務省「たびレジ」登録、JICA 安全対策研修の受講、緊急連絡先情報の提供を徹底する。
- ・ 安全対策の3原則「目立たない、行動を予知されない、用心を怠らない。」を徹底する。
- ・ 渡航者は携帯電話を所持し、事務所他関係者に電話番号を伝達し、常時連絡が取れるようにする。
- ・ 空港出発／到着ロビーは相対的に脆弱なエリアであるため、滞在時間を最小限とする。

- ・ 事件・事故・災害等に遭遇した場合は、直ちに JICA 事務所の担当者に連絡する。
- ・ パスポートもしくはパスポートの写しを常に携帯する。
- ・ 夜間における不要・不急の外出は避ける。
- ・ デモ行進や政治集会等には近づかない。また、駅・バスターミナル等の公共施設には不用意に近づかず、必要な場合も滞在は最小限とする。
- ・ 事務所から宿泊先、渡航日程等変更の指示がある場合には、これに従う。

アルメニア：

- ・ 携帯電話を常に携帯し、通話可能な状態とする。
- ・ 夜間の外出は最小限に留める。
- ・ 公共交通機関による夜間の都市間移動は禁止する。車両による夜間の都市間移動は行程上 やむを得ない場合に限定する。やむを得ず夜間都市間移動をする場合は公用車両を利用すること。

スリランカ：

- ・ 2019 年 4 月の連続爆発テロ事案では大型ホテル、教会において外国人を含む多数の死傷者が発生したことに十分留意の上、外国人の多く利用するショッピングモールや大型のホテル、レストラン、バー、そしてオフィスビル等への訪問及び滞在は最小限に留める。特に、上記ホテルやオフィスビルでは、ロビーでの滞在時間を極力短くする。また、教会・仏教寺院・モスク等の宗教関連施設には極力近づかないようにする。
- ・ 仏教／ヒンドゥー教／イスラム教／キリスト教の各宗教記念日、イスラム集団礼拝日である金曜日及びその他宗教上の治安リスクが高いと考えられる期間は不要な外出を控える。
- ・ 施設内立入りの際の身分確認、チェックポイントでの検問等に備え、必ず身分証明書等を携帯する。
- ・ 夜間(22 時以降)の都市間移動は、原則禁止とする。なお、公共交通機関による移動は、19 時～5 時まで原則禁止とする。
- ・ 肌の露出を控える等、目立たないように心掛ける。

パキスタン：

- ・ 現地到着後、業務開始前に JICA パキスタン事務所において安全対策ブリーフィングを受けることとする。
- ・ 功労金にかかる保険に加入すること（ただし、イスラマバード首都圏は功労金保険の対象外地域とする）。

- ・カラチ渡航の際はランドクルーザー相当の車両を使用し、武装警備を同乗させるよう事前に手配すること。
- ・現地作業期間中は、安全管理に十分留意し、JICA パキスタン事務所の指示に従うこと。JICA パキスタン事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意する。毎日、安全オペレーションルームへの定期連絡および都市間移動時の連絡を行う。
- ・パキスタン国内における宿泊場所は、JICA パキスタン事務所に推奨された範囲内の宿泊施設とし、執務室事務所としてスペースは必要な安全対策措置の施されている事務所スペースを確保し、JICA パキスタン事務所の確認を得ること。
- ・移動手段は車両に限定する。
- ・治安状況によっては、移動時、武装警察官や武装民間警備員の配置が必要となる。治安情勢に応じJICAパキスタン事務所の指示により増強が求められる可能性がある。
- ・欧米系ホテル・施設、欧米人が多く集まるレストラン等を避けること。（テロ回避）

3. プレゼンテーションの実施

本案件については、プレゼンテーションを実施しません。

4. 見積書作成にかかる留意事項

本件業務を実施するのに必要な経費の見積書（内訳書を含む。）の作成に当たっては、「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」（2022年4月-2023年4月追記版）」（以下同じ）を参照してください。

（URL：<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>）

（1）契約期間の分割について

第1章「3. 競争に付する事項」において、契約全体が複数の契約期間に分割されることが想定されている場合は、各期間分及び全体分の見積りをそれぞれに作成して下さい。

（2）上限額について

本案件における上限額は以下のとおりです。上限額を超えた見積りが提出された場合、同提案・見積りは企画競争説明書記載の条件を満たさないものとして選考対象外としますので、この金額を超える提案については、プロポーザルには含めず、別提案・別見積りとしてプロポーザル提出時に提出ください。

別提案・別見積りは技術評価・価格競争の対象外とし、契約交渉時に契約に含めるか否

かを協議します。また、業務の一部が上限額を超過する場合は、以下の通りとします。

- ①超過分が切り出し可能な場合：超過分のみ別提案・別見積として提案します。
- ②超過分が切り出し可能ではない場合：当該業務を上限額の範囲内の提案内容とし、別提案として当該業務の代替案も併せて提出します。

(例) セミナー実施について、オンライン開催(上限額内)のA案と対面開催(上限超過)のB案がある場合、プロポーザルでは上限額内のA案を記載、本見積にはA案の経費を計上、B案については、別提案においてA案の代替案であることがわかるように説明の上、別提案として記載し、B案の経費を別見積にて提出。

【上限額】

アルメニア・スリランカ 146,184,000円(税抜)

パキスタン 177,283,000円(税抜)

なお、定額計上分 直接経費分のみで165,000,000円(アルメニア・スリランカ分84,000,000円、パキスタン分81,000,000円)(税抜)については上記上限額には含んでいません。定額計上分は契約締結時に契約金額に加算して契約しますので、プロポーザル提出時の見積には含めないでください。プロポーザルの提案には指示された定額金額の範囲内での提案を記載ください。この提案はプロポーザル評価に含めます。

また、上記の金額は、下記(3)別見積としている項目を含みません。

なお、本見積が上限額を超えた場合は失格となります。

(3) 別見積について(評価対象外)

以下の費目については、見積書とは別に見積金額を提示してください。

- 1) 旅費(航空賃)
- 2) 旅費(その他:戦争特約保険料)
- 3) 一般業務費のうち安全対策経費に分類されるもの
- 4) 直接経費のうち障害のある業務従事者に係る経費に分類されるもの
- 5) 上限額を超える別提案に関する経費
- 6) 定額計上指示された業務につき、定額を超える別提案をする場合の当該提案に関する経費

(4) 定額計上について

定額計上した経費については、定額の金額のまま計上して契約をするか、プロポーザルで提案のあった業務の内容と方法に照らして過不足を協議し、受注者による見積による積算をするかを契約交渉において決定します。

定額計上した経費については、証拠書類に基づきその金額の範囲内で精算金額

を確定します。

以下、定額計上の再委託費について、再委託先は事業開始後、現地の状況を踏まえ適切な再委託先を確認することが望ましいため定額計上とし、現地再委託にあたっては事前に発注者と受注者で内容を確認のうえ、別途契約を締結する。

	対象とする経費	該当箇所	金額（税抜き）	金額に含まれる範囲	費用項目
アルメニア					
1	一般業務費 ③セミナー等 実施関連費 ・イベント出展費	第2章 特記仕様書案【2】特記仕様書案第5条 業務の内容 活動 2-3：ア日企業とのマッチングにかかる活動実施	16,000,000円	会場借上費	一般業務費（セミナー等実施関連費）
2	再委託費 ・メディア	第2章 特記仕様書案【2】特記仕様書案第5条 業務の内容 活動 1-3：アルメニアハイテク企業の、日本や諸外国における効果的な露出	12,000,000円	再委託費	国内再委託費
3	再委託費 ・現地日本文化	第2章 特記仕様書案【2】特記仕様書案第5条 業務の内容 活動 1-4：アルメニアと日本の連携人材の育成	5,000,000円	再委託費	現地再委託費
4	再委託費 ・現地研修提供	第2章 特記仕様書案【2】特記仕様書案第5条 業務の内容 活動 2-3：ア日企業とのマッチングにかかる活動実施	3,000,000円	再委託費	現地再委託費
5	再委託費 ・パイロット事業	第2章 特記仕様書案【2】特記仕様書案第5条 業務の内容 活動 2-4：日本とアルメニア合併事業のパイロット事業の実施にかかる以下事項	10,000,000円	再委託費	現地再委託費／国内再委託費
6	再委託費 ・対日マテリアルの整備	第2章 特記仕様書案【2】特記仕様書案第5条 業務の内容 活動 2-5：STEAM教育機関との連携促進	30,000,000円	再委託費	国内再委託費
小計			<u>76,000,000円</u>		
スリランカ					
7	一般業務費 ・イベント参加費用	第2章 特記仕様書案【2】特記仕様書案第5条 業務の内容	8,000,000円	会場借上費	一般業務費（セミナー等実施関連費）

		活動3-4:スリランカ企業団の日本派遣の実施			
小計			8,000,000円		
パキスタン					
8	一般業務費 ・イベント参加費用	第2章 特記仕様書案【2】特記仕様書案 第5条 業務の内容 活動4-1:成果3に基づくプロモーション活動の実施	24,000,000円	会場借上費	一般業務費(セミナー等実施関連費)
9	一般業務費 ・事業関係旅費(R/DにてC/P旅費負担について認める予定) ・第三国研修費	第2章 特記仕様書案【2】特記仕様書案 第5条 業務の内容 活動4-1:成果3に基づくプロモーション活動の実施	3,000,000円	事業関係旅費 第三国研修費	一般業務費(旅費・交通費)
10	再委託費 ・パイロット事業	第2章 特記仕様書案【2】特記仕様書案 第5条 業務の内容 活動4-2:日・パキスタン企業との共同パイロットプロジェクトの実施	10,000,000円	再委託費	現地再委託費
11	再委託費 ・ポータル開発	第2章 特記仕様書案【2】特記仕様書案 第5条 業務の内容 活動1-3:企業紹介ポータルサイトの構築	30,000,000円	再委託費	現地再委託費
12	再委託費 ・信用調査	第2章 特記仕様書案【2】特記仕様書案 第5条 業務の内容 活動2-3:活用可能な信用調査会社確認のためのサンプル取得	5,000,000円	再委託費	現地再委託費/国内再委託費
13	再委託費 ・メディア	第2章 特記仕様書案【2】特記仕様書案 第5条 業務の内容 活動4-1:成果3に基づくプロモーション活動の実施	9,000,000円	再委託費	国内再委託費
小計			81,000,000円		
事業総計					
総計			165,000,000円		

(5) 見積価格について、

各費目にて合計額(税抜き)で計上してください。

(千円未満切捨て不要)

(6) 旅費（航空賃）について

参考まで、JICAの標準渡航経路（キャリア）を以下のとおり提示します。なお、提示している経路（キャリア）以外を排除するものではありません。

【アルメニア】

東京⇒フランクフルト⇒エレバン

【スリランカ】

東京⇒コロンボ

【パキスタン】

東京⇒バンコク⇒イスラマバード または

東京⇒ドーハ⇒イスラマバード

(7) 業務実施上必要な機材がある場合、原則として、機材費に計上してください。競争参加者が所有する機材を使用する場合は、機材損料・借料に計上してください。

(8) 外貨交換レートについて

1) JICA ウェブサイトより公示月の各国レートを使用して見積もってください。

(URL:https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/rate.html)

2) 上記1)に記載がない国については以下のレートを使用してください。

➤ 現地通貨（アルメニア）1AMD=0.36152円

(9) その他留意事項

特に無し。

別紙：プロポーザル評価配点表

プロポーザル評価配点表

評価項目	配点	
1. コンサルタント等の法人としての経験・能力	(10)	
(1) 類似業務の経験	(6)	
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	(4)	
ア) 各種支援体制 (本邦/現地)	3	
イ) ワークライフバランス認定	1	
2. 業務の実施方針等	(40)	
(1) 業務実施の基本方針の的確性	18	
(2) 業務実施の方法の具体性、現実性等	18	
(3) 要員計画等の妥当性	4	
(4) その他 (実施設計・施工監理体制)	-	
3. 業務従事予定者の経験・能力	(50)	
(1) 業務主任者の経験・能力/業務管理グループの評価	(34)	
	業務主任者のみ	業務管理グループ
① 業務主任者の経験・能力:業務主任者/ICT 産業)	(34)	(13)
ア) 類似業務の経験	13	5
イ) 対象国・地域での業務経験	3	1
ウ) 語学力	6	2
エ) 業務主任者等としての経験	7	3
オ) その他学位、資格等	5	2
② 副業務主任者の経験・能力:副業務主任者/〇〇〇〇	(-)	(13)
ア) 類似業務の経験	-	5
イ) 対象国・地域での業務経験	-	1
ウ) 語学力	-	2
エ) 業務主任者等としての経験	-	3
オ) その他学位、資格等	-	2
③ 業務管理体制、プレゼンテーション	(-)	(8)
ア) 業務主任者等によるプレゼンテーション	-	-
イ) 業務管理体制	-	8
(2) 業務従事者の経験・能力:マーケティング	(16)	
ア) 類似業務の経験	8	
イ) 対象国・地域での業務経験	2	
ウ) 語学力	3	
エ) その他学位、資格等	3	

以上